

<p style="text-align: center;"><b>《国家外汇管理局关于印发〈经常项目外汇业务指引（2020年版）〉的通知》 汇发〔2020〕14号</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各全国性中资银行：</p> <p>为进一步优化营商环境，便利市场主体办理经常项目外汇业务，国家外汇管理局全面整合相关法规，形成《经常项目外汇业务指引（2020年版）》（见附件1），并废止部分规定（见附件2）。本通知自发布之日起施行。此前规定与本通知不一致的，按照本通知执行。</p> <p>收到本通知后，国家外汇管理局各分局、外汇管理部应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行，各全国性中资银行应及时转发下属分支机构。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件：1. 经常项目外汇业务指引（2020年版） 2. 废止规定目录</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2020年8月28日</p> <p>附件1</p> <p style="text-align: center;"><b>经常项目外汇业务指引 （2020年版）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 货物贸易外汇业务</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一节 名录登记</b></p> <p>第一条 国家外汇管理局及其分支局（以下简称外汇局）实行“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记管理，通过货物贸易外汇监测系统（以下简称货贸系统）发布名录。对于不在名录的企业，银行和支付机构原则上不得为其办理货物贸易外汇收支业务。</p> <p>银行和支付机构按规定凭交易电子信息办理货物贸易外汇收支业务时，对年度货物贸易收汇或付汇累计金额低于等值20万美元（不含）的小微</p>	<p style="text-align: center;"><b>《国家外貨管理局：〈經常項目外貨業務ガイド（2020年版）〉印刷・公布に関する通知》 匯発〔2020〕14号</b></p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局、各全国性中資銀行：</p> <p>さらにビジネス環境を最適化し、市場主体の經常項目外貨業務手続きを利便化するため、国家外貨管理局は、関連法規を全面的に整合し、《經常項目外貨業務ガイド（2020年版）》（付属文書1参照）を作成し、一部規定（付属文書2参照）を廃止した。本通知は、公布日より施行する。従前の規定が本通知と一致しない場合、本通知に基づき執行する。</p> <p>本通知の受領後、国家外貨管理局各分局・外貨管理部は、遅滞なく管轄内の中心支局（支局）・地方性商業銀行および外資銀行に転送しなければならず、各全国性中資銀行銀行は、遅滞なく下部の分支機構に転送しなければならない。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>付属文書：1. 經常項目外貨業務ガイド(2020年版) 2. 廃止規定目録（仮訳省略）</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2020年8月28日</p> <p>付属文書1</p> <p style="text-align: center;"><b>經常項目外貨業務ガイド （2020年版）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 貨物貿易外貨業務</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一節 リスト登記</b></p> <p>第1条 国家外貨管理局およびその分支局（以下、外管局）は、「貿易外貨受払企業リスト」（以下、リスト）の登記管理を実行し、貨物貿易外貨モニタリングシステム（以下、貨物貿易システム）を通じてリストを公布する。リストに存在しない企業について、銀行および支払機構は、原則、当該企業のために貨物貿易外貨受払業務を取り扱ってはならない。</p> <p>銀行および支払機構が規定に基づき取引の電子情報に基づき貨物貿易外貨受払業務を取り扱う場合、貨物貿易に係る外貨受取あるいは外貨支</p>
---	---

<p>跨境电商企业，可免于办理名录登记。</p> <p>第二条 具有真实货物贸易外汇收支业务需求的企业，凭《贸易外汇收支企业名录登记申请表》（见附 1）、营业执照向所在地外汇局申请名录登记。</p> <p>其他境内机构或个人对外贸易经营者确有客观需要开展货物贸易外汇收支业务的，可参照企业的有关规定办理。</p> <p>第三条 名录内企业的企业名称、统一社会信用代码、法定代表人、联系方式、注册地址发生变更的，应在变更事项发生之日起 30 天内，向所在地外汇局报告，进行信息变更。企业变更注册地后所属外汇局变更的，应向原所在地外汇局报告。</p> <p>第四条 名录内企业存在下列情况之一，外汇局可将其从名录中注销：</p> <p>（一）终止经营或不再从事对外贸易；</p> <p>（二）被注销或吊销营业执照；</p> <p>（三）连续两年未发生货物贸易外汇收支业务；</p> <p>（四）外汇局对企业实施核查时，通过企业名录登记信息所列联系方式无法与其取得联系。</p> <p>第五条 外汇局对新列入名录的企业进行辅导期标识，辅导期为企业发生首笔货物贸易外汇收支业务之日起 90 天。外汇局对货物贸易收支异常的辅导期企业进行重点监测和核查，并实施分类管理。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二节 货物贸易外汇收支</b></p> <p>第六条 本指引所称企业货物贸易外汇收支包括：</p> <p>（一）从境外、境内海关特殊监管区域收回的出口货款，向境外、境内海关特殊监管区域支付的进口货款；</p> <p>（二）从离岸账户、境外机构在境内账户收回</p>	<p>私の年度累計金額が 20 万米ドル相当（20 万米ドルを含まない）を下回る零細クロスボーダー電子商取引企業に対して、リスト登記手続きを免除することができる。</p> <p>第 2 条 真実の貨物貿易外貨受払業務ニーズを有する企業は、《貿易外貨受払企業リスト登記申請表》（添付 1 参照）・営業許可証により所在地の外管局にリスト登記を申請する。</p> <p>その他の国内機構あるいは個人の対外貿易経営者が確かにかつ客観的に貨物貿易外貨受払業務を行う必要がある場合には、企業の関連規定を参照して手続きすることができる。</p> <p>第 3 条 リスト内の企業の名称・统一社会信用代码・法定代表者・連絡先・登録住所に変更が生じた場合、変更事項の発生日より 30 日以内に、所在地の外管局に報告し、情報変更を行わなければならない。企業の登録地の変更後に所属外管局が変更となる場合、元の所在地の外管局に報告しなければならない。</p> <p>第 4 条 リスト内の企業に下記の状況のいずれかが存在する場合、外管局は、当該企業をリストから抹消することができる：</p> <p>（一）経営を終了する、あるいは以後、対外貿易に従事しない場合；</p> <p>（二）営業許可証を抹消、あるいは没収された場合；</p> <p>（三）2 年続けて貨物貿易外貨受払業務が発生していない場合；</p> <p>（四）外管局が企業に対して検査を実施した際、企業リストの登記情報に記載された連絡先を通じて当該企業と連絡を取ることができなかった場合。</p> <p>第 5 条 外管局は、リストに新規追加した企業に対して指導期間表示を行い、指導期間は企業の初回貿易外貨受払業務発生日より 90 日とする。外管局は、貨物貿易受払が異常である指導期間中の企業に対して重点モニタリングおよび検査を行い、併せて分類管理を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二節 貨物貿易外貨受払</b></p> <p>第 6 条 本ガイドでいう企業貨物貿易外貨受払とは、以下を含む：</p> <p>（一）国外・国内税関特殊監督管理区域から回収する輸出貨物代金、国外・国内税関特殊監督管理区域に支払う輸入貨物代金；</p> <p>（二）オフショア口座・国外機構の国内口座か</p>
---	--

<p>的出口货款，向离岸账户、境外机构在境内账户支付的进口货款；</p> <p>(三) 深加工结转项下境内收付款；</p> <p>(四) 离岸转手买卖项下收付款；</p> <p>(五) 其他与货物贸易相关的收付款。</p> <p>本指引所称海关特殊监管区域，是指保税区、出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区、综合保税区等海关实行封闭监管的特定区域。保税物流中心（A、B型）、出口监管仓库、保税仓库、钻石交易所等参照海关特殊监管区域适用本指引。</p> <p>第七条 货物贸易外汇收支应具有真实、合法的交易基础，企业不得虚构贸易背景办理外汇收支业务。</p> <p>第八条 企业出口后应按合同约定及时、足额回收货款或按规定存放境外；进口后应按合同约定及时、足额支付货款。企业收取货款后应按合同约定及时、足额出口货物；支付货款后应按合同约定及时、足额进口货物。</p> <p>第九条 企业应按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理货物贸易外汇收支业务，外汇管理条例另有规定的除外。</p> <p>代理进口、出口业务原则上应由代理方付汇、收汇。代理进口业务项下，委托方可凭委托代理协议将外汇划转给代理方，也可由代理方购汇。代理出口业务项下，代理方收汇后可凭委托代理协议将外汇划转给委托方，也可结汇后将人民币划转给委托方。</p> <p>第十条 企业办理货物贸易外汇收入，可自主决定是否开立出口收入待核查账户。企业货物贸易外汇收入可先进入出口收入待核查账户，也可进入企业经常项目外汇结算账户或结汇。</p> <p>出口收入待核查账户的收入范围为货物贸易外汇收入（不含出口贸易融资项下境内金融机构放款及回款）；支出范围为结汇或划入企业经常项目</p>	<p>ら回収する輸出貨物代金、オフショア口座・国外機構の国内口座に支払う輸入貨物代金；</p> <p>(三) 深加工結転における国内受払代金；</p> <p>(四) オフショア転売に係る売買項目における受払代金；</p> <p>(五) その他の貨物貿易に関連する受払代金。</p> <p>本ガイドでいう税関特殊監督管理区域とは、保税区・輸出加工区・保税物流園区・クロスボーダー工業区・保税港区・総合保税区などの税関が閉鎖型監督管理を実行する特定区域を指す。保税物流センター（A・B型）・輸出監督管理倉庫・保税倉庫・ダイヤモンド取引所などは、税関特殊監督管理区域を参照して本ガイドを適用する。</p> <p>第7条 貨物貿易外貨受払は、真実・合法的な取引の基礎を備えていなければならない。企業は、貿易背景を捏造して外貨受払業務を行ってはならない。</p> <p>第8条 企業は輸出後、契約の約定に基づき貨物代金を速やかに全額回収、あるいは規定に基づき国外に預け入れなければならない；輸入後は、契約の約定に基づき貨物代金を速やかに全額支払わなければならない。企業は、貨物代金の受取後、契約の約定に基づき貨物を速やかに全額輸出しなければならない；貨物代金の支払後は、契約の約定に基づき貨物を速やかに全額輸入しなければならない。</p> <p>第9条 企業は、「輸出者が外貨を受け取り、輸入者が外貨を支払う」との原則に基づき、貨物貿易外貨受払業務を行わなければならないが、外管局に別の規定がある場合は除く。</p> <p>代理輸入・輸出業務は、原則、代理者が外貨支払・外貨受取を行わなければならない。代理輸入業務項目において、委託者は、委託代理協議により外貨を代理者に振り替えることも、代理者が外貨転することもできる。代理輸出業務項目においては、代理者は、外貨の受取後、委託代理協議により外貨を委託者に振り替えることも、人民元転後に人民元を委託者に振り替えることもできる。</p> <p>第10条 企業が貨物貿易外貨受取を行う場合、輸出収入審査待機口座を開設するか否かを自ら決定することができる。企業の貨物貿易外貨受取は、輸出収入審査待機口座に先に入金することも、企業の經常項目外貨決済口座に入金あるいは人民元転することもできる。</p> <p>輸出収入審査待機口座の入金範囲は、貨物貿易外貨収入（輸出に係るトレードファイナンス項目の国内金融機関の貸出および回収は含まない）と</p>
--	--



外汇结算账户，以及经外汇局登记的其他外汇支出。

出口收入待核查账户之间资金不得相互划转，账户内资金按活期存款计息。

第十一条 企业办理货物贸易外汇收支业务时，银行应通过货贸系统查询企业名录信息与分类信息，按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”的展业原则（以下简称展业原则）和本指引规定进行审核，确认收支的真实性、合理性和逻辑性。

企业办理货物贸易外汇收入时，银行应确认资金性质，无法确认的及时与企业核实。企业办理货物贸易外汇支出时，银行应确认交易单证所列的交易主体、金额、性质等要素与其申请办理的外汇业务相一致。

交易单证包括但不限于合同（协议）、发票、进出口报关单、进出境备案清单、运输单据、保税核注清单等有效凭证和商业单据。银行可根据展业原则和业务实际，自主决定审核交易单证的种类。B、C类企业货物贸易外汇收支业务按照本章第三节的有关规定办理。

第十二条 银行按规定审核经常项目外汇收支时，可根据内控要求和实际业务需要，按照实质合规原则，自主决定是否在单证上签注收付汇金额、日期并加盖业务印章。

银行应按规定留存审核后的纸质或电子材料 5 年备查，境内机构和个人应留存相应交易单证 5 年备查。

第十三条 银行应建立货物贸易外汇业务内部控制制度，包括客户调查、真实性审核、电子单证审核等内容，针对不同货物贸易外汇收支业务制定业务规范，建立货物贸易收支风险业务清单，完善内部管理机制，并按规定及时、准确、完整地向所在地外汇局报送相关信息。

する；出金範囲は、人民元転あるいは企業の經常項目外貨決済口座への振替入金、および外管局の登記を経たその他の外貨支出とする。

輸出収入審査待機口座間の資金は相互に振り替えてはならず、口座内の資金は普通預金に基づき利息計算する。

第 11 条 企業が貨物貿易外貨受払業務を行う場合、銀行は、貨物貿易システムを通じて企業のリスト情報および分類情報を照会し、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」の業務実施原則（以下、実施原則）および本ガイドの規定に基づき審査を行い、受払の真実性・合理性および論理性を確認しなければならない。

企業が貨物貿易外貨受取を行う場合、銀行は、資金の性質を確認しなければならない、確認することができない場合は速やかに企業に事実を確認しなければならない。企業が貨物貿易外貨送金を行う場合、銀行は、取引エビデンスに記載されている取引主体・金額・性質などの要素がその手続きを申請した外貨業務と一致していることを確認しなければならない。

取引エビデンスは、契約書（協議書）・インボイス・輸出入通関申告書・出入国備案リスト・輸送証書・保税消込リストなどの有効な証憑および商業証書を含むがこれに限らない。銀行は、実施原則および業務の実際に基づき、取引エビデンスの種類を自ら決定することができる。B・C類企業の貨物貿易外貨受払業務は、本章第三節の関連規定に基づき取り扱う。

第 12 条 銀行は、規定に基づき經常項目外貨受払を取り扱う場合、内部統制の要求および実際の業務ニーズに基づき、実質的かつコンプライアンス準拠の原則に従い、エビデンス上に外貨受払金額・日時を注記かつ業務印を押捺するか否かを自ら決定することができる。

銀行は、規定に基づき審査後の紙ベースあるいは電子資料を検査に備えて 5 年間保存しなければならない、国内機構および個人は相応の取引エビデンスを検査に備えて 5 年間保存しなければならない。

第 13 条 銀行は、貨物貿易外貨業務の内部統制制度を構築しなければならない、これには顧客調査・真実性審査・電子エビデンス審査などの内容を含み、各貨物貿易外貨受払業務について業務規範を制定し、貨物貿易受払リスク業務リストを構築し、内部管理メカニズムを完備し、併せて規定に基づき適時・正確・完全に所在地の外管局に関連情報を送信・報告しなければならない。

第十四条 企业办理离岸转手买卖外汇收支业务时，银行应按照展业原则和下列要求，审核相关交易单证：

（一）具有真实、合法的交易基础，不存在涉嫌构造或利用虚假离岸转手买卖进行投机套利或转移资金等异常交易情况；

（二）交易具有合理性、逻辑性。

同一笔离岸转手买卖业务原则上应在同一家银行，采用同一币种（外币或人民币）办理收支结算。对无法按此规定办理的离岸转手买卖业务，银行在确认其真实、合法后可直接办理，并在涉外收支申报交易附言中注明“特殊离岸转手”，自业务办理之日起5个工作日内向所在地外汇局报告。

第十五条 企业办理具有货物贸易背景的国内外汇贷款业务，不得虚构贸易背景套取银行融资。银行办理上述国内外汇贷款业务应从源头做好风险防范，加强货物贸易背景审核，确认交易的真实性和逻辑合理性。

出口押汇等具有出口背景的国内外汇贷款按规定进入经常项目外汇结算账户并办理结汇的，企业原则上应以自有外汇或货物贸易出口收汇资金偿还。在企业出口确实无法按期收汇且没有其他外汇资金可用于偿还上述国内外汇贷款时，贷款银行可按照展业原则，审慎为企业办理购汇偿还手续，并于每月初5个工作日内向所在地外汇局报告。

第十六条 银行办理货物贸易对外付汇业务，可按照展业原则，自主决定是否对相应进口报关电子信息办理核验手续；银行能确认企业对外付汇业务真实合法的，可不办理核验手续。

第十七条 银行可按下列方式在货贸系统中办理进口报关电子信息的核验手续：

（一）对已完成进口报关手续的，银行自办理

第14条 企業がオフショア転売に係る売買の外貨受払業務を行う場合、銀行は、実施原則および下記の要求に基づき、関連取引エビデンスを審査しなければならない：

（一）真実・合法的な取引の基礎を備えており、虚偽のオフショア転売に係る売買を捏造あるいは利用して投機的な鞘取りを行うもしくは資金を移転するなどの異常な取引状況の嫌疑がない；

（二）取引に合理性・論理性がある。

同一のオフショア転売に係る売買業務の取引は、原則、同一の銀行において、同一種類の通貨（外貨あるいは人民元）を採用して受払決済を行わなければならない。この規定に基づき取り扱うことができないオフショア転売に係る売買業務について、銀行は、その真実性・合法性を確認後に直接取り扱い、併せて対外受払申告の取引付記に「特殊オフショア転売」と注記し、業務取扱日より5営業日以内に所在地の外管局に報告することができる。

第15条 企業が貨物貿易背景を有する国内外貨借入業務を行う場合、貿易背景を捏造して銀行からの融資を不正に取得してはならない。銀行が上述の国内外貨貸付業務を取り扱う場合、根源からリスク防止を適切に行い、貨物貿易背景の審査を強化し、取引の真実性および論理性・合理性を確認しなければならない。

輸出荷為替などの輸出背景を有する国内外貨借入を規定に基づき經常項目外貨決済口座に入金のうえ人民元転を行う場合、企業は原則、自己保有の外貨あるいは貨物貿易輸出に係る外貨受取資金により返済しなければならない。企業の輸出が確かに期限通りに外貨を受け取ることができず、かつ上述の国内外貨借入の返済に使用可能なその他の外貨資金がない場合、貸付銀行は、実施原則に基づき、企業のために外貨転・返済手続きを慎重に取り扱い、併せて毎月5営業日までに所在地の外管局に報告することができる。

第16条 銀行が貨物貿易対外支払業務を取り扱う場合、実施原則に基づき、相応する輸入通関申告電子情報について審査手続きを行うか否かを自ら決定することができる；銀行が企業の対外支払業務が真実かつ合法的であることを確認できる場合、審査手続きを行わなくてよい。

第17条 銀行は、下記の方式に基づき貨物貿易システムにおいて輸入通関申告電子情報の審査手続きを行うことができる：

（一）輸入通関申告手続きがすでに完了してい

<p>货物贸易对外付汇业务之日起 5 个工作日内,按照本次货物贸易对外付汇金额,在货贸系统中办理核验手续;</p> <p>(二)对未完成进口报关手续的,银行可要求企业在完成报关手续之日(即进口日期,下同)起 40 日内提供相应的报关信息,并按照本次货物贸易对外付汇金额,在货贸系统中补办核验手续;</p> <p>(三)对已完成进口报关手续但企业因合理原因无法及时提供报关信息的,银行确认交易真实合法后为其办理付汇业务,在企业完成报关手续之日起 40 日内补办核验手续。对确实无法提供上述报关信息的,银行可在货贸系统中对该笔付汇业务进行记录;</p> <p>(四)对因溢短装等合理原因导致货物贸易实际对外付汇金额大于报关金额的,银行在货贸系统中办理核验手续时,应注明原因;</p> <p>(五)对因数据传输不完整等原因造成货贸系统缺失相应进口报关电子信息,银行确认交易真实、合法后可为企业办理付汇业务,并可在货贸系统中补办核验手续。对于货贸系统确实缺失进口报关电子信息的,银行可在货贸系统中对该笔付汇业务进行记录。</p> <p>银行应保证企业进口报关电子信息数据的安全。</p> <p>第十八条 银行在办理进口报关电子信息核验手续时,对于存在下列情况之一的企业,应逐笔在货贸系统中对企业加注相应标识,企业的标识信息通过货贸系统向全国银行开放:</p> <p>(一)未在规定期限内提供报关信息且无合理解释的;</p> <p>(二)涉嫌重复使用报关信息且无合理解释的;</p> <p>(三)涉嫌使用虚假报关信息的;</p> <p>(四)其他需加注标识的情况。</p> <p>企业的标识信息保存期限为 24 个月。由于银</p>	<p>る場合、銀行は、貨物貿易對外支払業務の取扱日より 5 営業日以内に、今回の貨物貿易對外支払金額に基づき、貨物貿易システムにおいて審査手続きを行う;</p> <p>(二)輸入通関申告手続きが完了していない場合、銀行は、企業に通関申告手続き完了日(すなわち輸入日、以下同様)より 40 日以内に相応する通関申告情報を提供するように要求し、併せて今回の貨物貿易對外支払金額に基づき、貨物貿易システムにおいて審査手続きを補完する;</p> <p>(三)輸入通関申告手続きはすでに完了しているが、企業が合理的な原因により通関申告情報を速やかに提供できない場合、銀行は取引が真実かつ合法的であることを確認後、当該企業のために支払業務を取り扱い、企業に通関申告手続き完了日より 40 日以内に審査手続きを補完する。確かに上述の通関申告情報を提供できない場合、銀行は、貨物貿易システムにおいて当該支払業務を記録する;</p> <p>(四)積荷の過不足などの合理的な原因により貨物貿易の実際の對外支払金額が通関申告金額を上回った場合、銀行は、貨物貿易システムにおいて検査手続きを行う際に、原因を明記しなければならない;</p> <p>(五)データ送信の不完全などの原因により貨物貿易システムに相応する輸入通関申告情報が欠如している場合、銀行は、取引が真実・合法的であることを確認後、企業のために支払業務を取り扱い、併せて貨物貿易システムにおいて審査手続きを補完することができる。確かに貨物貿易システムにおける輸入通関申告電子情報が欠如している場合、銀行は、貨物貿易システムにおいて当該支払業務を記録することができる。</p> <p>銀行は、企業の輸入通関申告電子情報のデータの安全性を保証しなければならない。</p> <p>第 18 条 銀行が輸入通関申告電子情報の審査手続きを行う場合、下記の状況のいずれかがある企業に対して、一件毎に貨物貿易システムにおいて企業に相応のマークを表示し、企業のマーク情報は貨物貿易システムを通じて全国の銀行に公開しなければならない:</p> <p>(一)規定の期限内に通関申告情報を提供しておらずかつ合理的な説明がない場合;</p> <p>(二)通関申告情報を重複して使用した嫌疑がありかつ合理的な説明がない場合;</p> <p>(三)虚偽の通関申告情報を使用した嫌疑がある場合;</p> <p>(四)その他のマーク表示が必要な状況。</p> <p>企業のマーク情報の保存期間は、24 ヶ月とす</p>
---	--



行操作失误导致企业被误标识的，经银行内部审批后，银行应撤销相关企业的标识信息。

第十九条 企业通过银行发生货物贸易外汇收支的，应根据贸易方式、结算方式以及资金来源或流向，按照货物贸易收支信息申报规定，填报相关申报单证，及时、准确、完整地进行货物贸易收付款核查专用信息申报。需进行货物贸易收付款核查专用信息申报的境内资金划转，收付款双方均需进行申报。

货物贸易收付款核查专用信息包括但不限于：是否为保税货物项下付款、合同号、发票号、提运单号/仓单号、外汇局批件号/备案表号/业务编号等。

银行在办理涉及海关特殊监管区域保税货物的境内仓单转卖业务时，应在涉外收支申报交易附言中标注“境内仓单转卖”字样。银行按规定办理货物贸易收付汇单位与进出口单位不一致业务时，在涉外收支申报交易附言中标注“非报关人”字样。

第二十条 符合下列情况之一的业务，企业应在货物进出口或收付汇业务实际发生之日起 30 天内，通过外贸系统向所在地外汇局报送对应的预计收付汇或进出口日期等信息：

(一) 30 天以上（不含）的预收货款、预付货款；

(二) 90 天以上（不含）的延期收款、延期付款；

(三) 90 天以上（不含）的远期信用证（含展期）、海外代付等进口贸易融资；

(四) B、C 类企业在分类监管有效期内发生的预收货款、预付货款，以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款；

(五) 同一笔离岸转手买卖收支日期间隔超过 90 天（不含）且先收后支项下收汇金额或先支后收项下付汇金额超过等值 50 万美元（不含）的业务；

(六) 其他应报告的事项。

る。銀行のオペレーションミスにより企業が誤ってマークを表示された場合、銀行の内部審査を経て、銀行は関連企業のマーク情報を取り消さなければならない。

第 19 条 企業に銀行を通じて貨物貿易外貨受払が発生した場合、貿易方式・決済方式および資金の原資あるいは流れに基づき、貨物貿易受払情報申告の規定に従い、関連申告書を作成し、適時・正確・完全に貨物貿易代金受払検査専用情報の申告を行わなければならない。貨物貿易代金受払検査専用情報の申告の国内資金を振り替える必要がある場合、代金受払の双方が申告しなければならない。

貨物貿易代金受払検査専用情報は以下を含むがこれに限らない：保税貨物項目の支払代金・契約書の番号・インボイスの番号・船荷証券/倉庫証券の番号・外管局の批准書の番号/備案表の番号/業務番号など。

銀行は、税関特殊監督管理区域の保税貨物に関わる国内倉庫証券による転売業務を取り扱う場合、対外受払申告の取引付記に「国内倉庫証券による転売」との文言を注記しなければならない。銀行は、規定に基づき貨物貿易外貨受払単位と輸出入単位が一致しない業務を取り扱う場合、対外受払申告の取引付記に「非通関申告者」との文言を注記しなければならない。

第 20 条 下記の状況のいずれかに合致する業務について、企業は、貨物の輸出入あるいは外貨受払業務の実際の発生日より 30 日以内に、貨物貿易システムを通じて所在地の外管局に対応する外貨受払あるいは輸出入の予定日などの情報を送信・報告しなければならない：

(一) 30 日以上（30 日含まず）の貨物代金前受・前払；

(二) 90 日以上（90 日含まず）の代金ユーザンス回収・延払；

(三) 90 日以上（90 日含まず）のユーザンス L/C（ロールオーバーを含む）・海外代付などの輸入に係るトレードファイナンス；

(四) B・C 類企業に分類監督管理の有効期間内に発生した貨物代金前受・前払、および 30 日以上（30 日含まず）の代金ユーザンス回収・延払；

(五) 同一のオフショア転売に係る売買取引の受払日の間隔が 90 日（90 日含まず）を超えており、かつ先受取後支払における外貨受取金額あるいは先支払後受取における外貨支払金額が 50 万米ドル相当（50 万米ドル含まず）を超過する業務；

(六) その他報告が必要な事項。

对于第（一）（二）（四）项，企业还需报送关联企业交易信息。

对已报告且未到预计进出口或收付汇日期的上述业务，企业可根据实际情况调整相关报告内容。

本指引所称关联企业交易，是指存在直接或间接控制关系或重大影响关系的企业间贸易行为，主要包括母子公司关系、直接或间接同为第三方控制或同时控制第三方、一方对另一方财务或经营决策过程具有参与权利并可施加一定影响等。

第二十一条 对于符合规定的收付汇单位与进出口单位不一致的情况，收汇或进口企业可向所在地外汇局报告，并办理收汇或进口数据的主体变更手续。

第二十二条 对于除本指引第二十条、第二十一条规定以外的其他影响货物贸易外汇收支与进出口一致性匹配的情况，企业可根据实际业务情况自主决定是否向所在地外汇局报送相关信息。

第二十三条 企业办理下列货物贸易外汇收支业务，应在收汇、付汇、开证、出口贸易融资放款或出口收入待核查账户资金结汇或划出前，提交下列材料到所在地外汇局审核真实性后办理登记：

（一）C 类企业贸易外汇收支：提交本指引第三十五条规定的材料；

（二）B 类企业超可收、付汇额度的贸易外汇收支：提交本指引第三十四条规定的材料；

（三）退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天以上（不含）或由于特殊情况无法原路退回的退汇业务，对于 A 类企业单笔等值 5 万美元以上（不含）或 B、C 类企业：提交书面申请（说明需要登记事项的具体内容，超期限或无法原路退汇的原因）、超期限或无法原路退汇的证明材料、原收付汇凭证、原进出口合同（因错误汇入以外的其他原因产生的贸易退汇时提供）、进出口货物报关单（发生货物退运时提供）；

第（一）（二）（四）項目について、企業は、関連企業取引の情報も送信・報告する必要がある。

報告済だが輸出入あるいは外貨受払の予定日が到来していない上述の業務について、企業は、実際の状況に応じて関連報告の内容を調整することができる。

本ガイドでいう関連企業取引とは、直接あるいは間接的な支配関係、もしくは重大な影響を及ぼす関係にある企業間の貿易行為を指し、主に親子会社関係・直接あるいは間接的に共に第三者の支配を受けるもしくは同時に第三者を支配している・一方が他方の財務あるいは経営戦略策定過程に参加する権利を有しかつ一定の影響を及ぼすことが可能であることなどを含む。

第 21 条 規定に合致する外貨受払単位と輸出入単位が一致しない状況について、外貨受取あるいは輸入企業は、所在地の外管局に報告し、併せて外貨受取あるいは輸入データの主体変更手続を行うことができる。

第 22 条 本ガイド第 20 条・第 21 条の規定を除くその他の貨物貿易外貨受払と輸出入の一致性に影響を及ぼす状況について、企業は、実際の業務状況に基づき所在地の外管局に関連情報を報告するか否かを自ら決定することができる。

第 23 条 企業が下記の貿易外貨受払業務を行う場合、外貨受取・外貨支払・信用状開設・輸出に係るトレードファイナンスの実行あるいは輸出収入審査待機口座資金の人民元転あるいは振替送金前に、下記の資料を提出し、所在地の外管局において真実性の審査後に登記しなければならない：

（一）C 類企業の貿易外貨受払：本ガイド第 35 条の規定する資料を提出；

（二）B 類企業の外貨受払可能限度額を超過する貿易外貨受払：本ガイド第 34 条の規定する資料を提出；

（三）外貨返金日と元の代金受払日の間隔が 180 日以上（180 日を含まず）、あるいは特殊な状況により元のルートで返金することができない返金業務、一件当たり 5 万米ドル相当以上（5 万米ドルを含まない）の A 類企業、あるいは B・C 類企業：書面による申請（登記が必要な事項の具体的な内容、期限超過あるいは元のルートで返金不能な原因を説明）・期限超過あるいは元のルートで返金不能なことの証明資料・元の外貨受払証憑・元の輸出入契約書（ミスによる外貨入金以外の原因にて発生した貿易に係る外貨返金時に提出）・輸出入貨物の通関申告書（貨物の返送発生時に提供）を提出；



<p>(四) 新出現的貿易新业态外匯收支: 提交書面申請 (說明需登記事項的具體內容)、說明登記業務真實性和合理性的材料。</p> <p>企業如有其他有助於說明交易真實、合法的資料, 也可提供。</p> <p>外匯局審核企業提交的資料後, 出具《貿易外匯業務登記表》(以下簡稱《登記表》, 見附 2)。需辦理登記的貨物貿易外匯收支業務, 銀行應憑外匯局簽發的《登記表》辦理, 並通過貨貿系統簽注《登記表》使用情況。</p> <p>第二十四條 企業可根據其真實、合法的進口付匯需求, 提前購匯存入其經常項目外匯結算賬戶。因合同變更等原因導致企業提前購匯後未能對外支付的進口貨款, 企業可自主決定結匯或保留在其經常項目外匯結算賬戶中。銀行應對提前購匯的真實性、合法性和必要性進行合理審核。</p> <p>第二十五條 進口項下退匯的境外付款人應為原收款人、境內收款人應為原付款人。出口項下退匯的境內付款人應為原收款人、境外收款人應為原付款人。</p> <p>銀行為企業辦理退匯外匯收支時, 應按展業原則審核相關交易單證。</p> <p>銀行在為 A 類企業辦理單筆等值 5 萬美元以下 (含) 的退匯業務時, 對於退匯日期與原收、付款日期間隔在 180 天以上 (不含) 或由於特殊情況無法原路退回的退匯, 銀行除審核相應交易單證外, 還應對超期限或無法原路退匯的原因進行合理審核, 並在涉外收支申報交易附言中註明“特殊退匯”。</p> <p>第二十六條 貨物貿易項下因匯路不暢需要使用外幣現鈔結匯的, 銀行應按照本指引第十一條等規定審核。外幣現鈔結匯金額達到規定入境申報金額的, 銀行還應審核企業提交的經海關簽章的《中華人民共和國海關進境旅客行李物品申報單》(以下簡稱《海關申報單》) 正本。</p>	<p>(四) 新たに発生した貿易新业态外貨受払: 書面による申請 (登記が必要な事項の具体的な内容を説明)・登記業務の真实性および合理性を説明する資料を提出。</p> <p>企業にその他の取引の真実・合法性の説明の助けとなる資料がある場合、提出することができる。</p> <p>外管局は、企業が提出した資料の審査後、《貿易外貨業務登記表》(以下、《登記表》、添付 2 参照) を発行する。登記手続きが必要な貨物貿易外貨受払業務について、銀行は、外管局が発行した《登記表》により取り扱い、併せて貨物貿易システムを通じて《登記表》の使用状況を注記しなければならない。</p> <p>第 24 条 企業は、その真実・合法的な輸入に係る外貨支払ニーズに基づき、事前に外貨転のうえその經常項目外貨決済口座に預け入れることができる。契約変更などの原因により企業の事前の外貨転後に対外支払ができなくなった輸入貨物代金について、企業は、人民元転あるいはその經常項目外貨決済口座内に留保することを自ら決定することができる。銀行は、事前の外貨転の真実性・合法性および必要性について合理的な審査を行わなければならない。</p> <p>第 25 条 輸入項目における外貨返金の国外支払人は元の受取人・国内受取人は元の支払人でなければならない。輸出項目における外貨返金の国内支払人は元の受取人・国外受取人は元の支払人でなければならない。</p> <p>銀行が企業のために外貨返金に係る外貨受払を取り扱う場合、実施原則に基づき関連取引エビデンスを審査しなければならない。</p> <p>銀行は、A 類企業のために一件当たり 5 万米ドル以下 (5 万米ドルを含む) の外貨返金業務を取り扱う場合、外貨返金日と元の代金受払日の間隔が 180 日以上 (180 日を含まず)、あるいは特殊な状況により元のルートで返金できない場合、銀行は、相応する取引エビデンスのほか、さらに期限超過あるいは元のルートで返金不能な原因について合理的な審査を行い、併せて対外受払申告の取引付記に「特殊外貨返金」と注記しなければならない。</p> <p>第 26 条 貨物貿易項目の送金ルートの問題により外貨現金を使用した人民元転が必要な場合、銀行は、本ガイド第 11 条などの規定に基づき審査しなければならない。外貨現金の人民元転の金額が規定の入国申告の金額に達している場合、銀行は、さらに企業が提出する税関押印済の《中華</p>
--	---

第三节 企业分类

第二十七条 外汇局根据企业遵守外汇管理规定等情况，将企业分为A、B、C三类，实施分类管理。

在分类管理有效期内，对A类企业的货物贸易外汇收支，适用便利化的管理措施。对B、C类企业的货物贸易外汇收支，在单证审核、业务类型及办理程序、结算方式等方面实施审慎监管。

第二十八条 存在下列情况之一的企业，外汇局可将其列为B类企业：

- (一) 外汇局核查或风险提示时，对相关交易无合理解释；
- (二) 未按规定履行报告义务；
- (三) 未按规定办理货物贸易外汇业务登记；
- (四) 外汇局核查或风险提示时，未按规定的时间和方式向外汇局报告或提供资料；
- (五) 被外汇局与国家相关主管部门实施联合监管的；
- (六) 近两年因本指引第四条第四款情形被外汇局注销名录后，重新列入名录且对前期核查业务无合理解释的。

第二十九条 存在下列情况之一的企业，外汇局可将其列为C类企业：

- (一) 近12个月受到外汇局处罚且情节严重的；
- (二) 阻挠或拒不接受外汇局核查，或向外汇局提供虚假资料；
- (三) B类企业在分类监管有效期届满经外汇局综合评估，相关情况仍符合列入B类企业标准的；
- (四) 被外汇局与国家相关主管部门实施联合惩戒的。

第三十条 外汇局在日常管理中发现企业存在本指引第二十八、第二十九条规定情形的，可将A类企业列入B类企业或C类企业，或将B类企业列

人民共和国税関入国旅客手荷物物品申告書》（以下、《税関申告書》）の正本も審査しなければならない。

第三節 企業分類

第27条 外管局は、企業の外貨管理規定遵守などの状況に基づき、企業をA・B・Cの三種類に分類し、分類管理を実施する。

分類管理の有効期間内において、A類企業の貨物貿易外貨受払について、利便的な管理措置を適用する。B・C類企業の貨物貿易外貨受払について、エビデンス審査・業務類型および取扱手順・決済方式などの方面において慎重な監督管理を実施する。

第28条 下記の状況いずれかがある企業について、外管局は、当該企業をB類企業に加える：

- (一) 外管局による検査あるいはリスク注意喚起の際に、関連取引について合理的な説明がない場合；
- (二) 規定に基づき報告義務を履行していない場合；
- (三) 規定に基づき貨物貿易外貨業務登記を行っていない場合；
- (四) 外管局による検査あるいはリスク注意喚起の際に、規定の時間および方式に基づき外管局に報告あるいは資料を提供していない場合；
- (五) 外管局および国家関連主管部門から連合監督管理を実施された場合；
- (六) 直近2年に本ガイド第4条第四項の状況により外管局にリストから抹消された後、リストに新たに追加され、かつ前期の検査業務に対して合理的な説明がない場合。

第29条 下記の状況いずれかがある企業について、外管局は、当該企業をC類企業に加える：

- (一) 直近12ヶ月に外管局から処罰を受けかつ状況が重大な場合；
- (二) 外管局的検査を妨害あるいは検査を受けることを拒否、もしくは外管局に虚偽の資料を提出した場合；
- (三) B類企業が分類監督管理の有効期限の満了時に外管局的総合評価を受け、関連状況がなおB類企業の基準に合致している場合；
- (四) 外管局および国家関連主管部門から連合懲戒を実施された場合。

第30条 外管局は、日常管理において企業が本ガイド第28・第29条の規定する状況にあることを発見した場合、A類企業をB類企業あるいはは

<p>入 C 类企业。</p> <p>外汇局在确定 B、C 类企业前，出具《国家外汇管理局 XX 分（支）局分类结论告知书》（见附 3）并通知相关企业。如有异议，企业可自收到通知之日起 7 个工作日内，向所在地外汇局提交书面情况说明及相关材料进行申述。企业在规定时间内提出异议的，外汇局应对其分类情况进行复核，并根据复核情况确定其分类结果。对在规定期限内未提出异议或提出异议后经外汇局复核确定分类结果的企业，外汇局向银行发布企业分类信息。</p> <p>外汇局可将企业分类信息向相关管理部门通报，必要时向社会公开披露。</p> <p>第三十一条 外汇局可对资金流与货物流严重不匹配或资金单向流动较大的企业发送《国家外汇管理局 XX 分（支）局风险提示函》（见附 4），企业未在规定期限内说明原因或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局可直接将其列入 B 类企业。</p> <p>第三十二条 外汇局对分类结果进行动态调整。B、C 类企业的分类监管有效期原则上为一年。对降级满 3 个月（含），同时满足下列条件的，企业可申请调整分类等级：</p> <p>（一）分类监管有效期内，此前导致降级的异常情况已改善；</p> <p>（二）没有发生本指引第二十八条、第二十九条规定情形。</p> <p>第三十三条 B、C 类企业分类监管有效期届满或申请调整分类等级时，外汇局应对其在分类监管有效期内或降级期间遵守相关外汇管理规定情况进行综合评估，调整分类结果。</p> <p>第三十四条 B 类企业在分类监管有效期内的货物贸易外汇收支业务应按照本指引第十一条和下列要求办理：</p> <p>（一）以信用证、托收方式结算的，除按国际</p>	<p>C 類企業に加える、もしくは B 類企業を C 類企業に加えることができる。</p> <p>外管局は、B・C 類企業を確定する前に、《国家外貨管理局 XX 分（支）局分類結果通知書》（添付 3 参照）を発行のうえ関連企業に通知しなければならない。異議がある場合、企業は、通知受領日より 7 営業日以内に、所在地の外管局に書面の状況説明および関連資料を提出して申し述べることができる。企業が規定の時間内に異議を提出した場合、外管局は、その分類状況に基づき再審査を行い、併せて再審査状況に基づきその分類結果を確定しなければならない。規定の期限内に異議を提出しなかったあるいは異議の提出後に外管局的再審査を経て分類結果が確定した企業について、外管局は、銀行に企業分類情報を公布する。</p> <p>外管局は、企業分類情報を関連管理部門に通達し、必要な場合、社会に公開して開示することができる。</p> <p>第 31 条 外管局は、資金および貨物の流れの不一致が重大あるいは資金の単一方向への流れが比較的大きい企業に対して《国家外貨管理局 XX 分（支）局リスク注意喚起レター》（添付 4 参照）を送付することができ、企業が規定の期限内に原因を説明しないあるいは証明資料を提出せずかつ合理的な説明が行えない場合、外管局は、直接当該企業を B 類企業に加えることができる。</p> <p>第 32 条 外管局は、分類結果について動態調整を行う。B・C 類企業の分類監督管理の有効期間は、原則、一年とする。降格から満 3 ヶ月（3 ヶ月を含む）となり、同時に下記の条件を充足する場合、企業は、分類等級の調整を申請することができる：</p> <p>（一）分類監督管理の有効期間内に、これ以前の降格を招いた異常な状況がすでに改善された場合；</p> <p>（二）本ガイド第 28 条・第 29 条の規定する状況が発生していない場合。</p> <p>第 33 条 B・C 類企業の分類監督管理の有効期間が満了あるいは分類等級調整を申請した場合、外管局は、当該企業の分類監督管理の有効期間内あるいは降格期間における関連外貨管理規定の遵守状況に対して、総合評価を行い、分類結果を調整しなければならない。</p> <p>第 34 条 B 類企業の分類監督管理の有効期間内の貨物貿易外貨受払業務は、本ガイド第 11 条および下記の要求に基づき行わなければならない：</p> <p>（一）信用状・取立方式で決済する場合、国際</p>
---	--



慣例审核有关商业单证外，还应审核合同；以预付货款、预收货款结算的，应审核合同和发票；以其他方式结算的，应审核相应的报关单和合同，货物不报关的，企业可提供运输单据等其他证明材料代替报关单；

(二) 银行在办理 B 类企业收汇、付汇、开证、出口贸易融资放款或出口收入待核查账户资金结汇或划出手续时，应进行电子数据核查，通过货贸系统扣减其对应的可收付汇额度。B 类企业超过可收付汇额度的货物贸易外汇收支业务，应到外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续，银行凭《登记表》办理；

(三) 对于预收货款、预付货款以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款，企业应按照本指引规定向所在地外汇局报送信息；

(四) 企业原则上不得办理 90 天以上（不含）的延期付款业务、不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同；在分类监管有效期内，此前导致降级的情况已改善或纠正，且没有发生本指引第二十八条、第二十九条规定情形的 B 类企业，自列入 B 类之日起 6 个月后，可经外汇局登记办理该业务；

(五) 企业不得办理离岸转手买卖外汇收支业务；

(六) 已开办出口收入存放境外业务的企业被列为 B 类的，在分类监管有效期内，企业出口收入不得存放境外账户，不得使用境外账户对外支付，外汇局可要求企业调回境外账户资金余额；

(七) 已开展跨国公司跨境资金集中运营业务的主办企业被列为 B 类的，所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业；已开展跨国公司跨境资金集中运营业务的其他成员企业被列为 B 类的，主办企业应终止其业务；

(八) 外汇局规定的其他管理措施。

慣例に基づく関連商業証書以外に、さらに契約書も審査しなければならない；貨物代金前受・前払で決済する場合、契約書およびインボイスを審査しなければならない；その他の方式で決済する場合、相応する通関申告書および契約書を審査しなければならない；貨物を通関申告していない場合、企業は、輸送証書などのその他の証明資料を通関申告書の代わりに提出することができる；

(二) 銀行が B 類企業の外貨受取・外貨支払・信用状開設・輸出に係るトレードファイナンスの実行あるいは輸出収入審査待機口座資金の人民元転または振替送金手続きを取り扱う場合、電子データ検査を行わなければならない；貨物貿易システムを通じて対応する外貨受払可能限度額を控除しなければならない。B 類企業の外貨受払可能限度額を超過する貨物貿易外貨受払業務は、外管局において貨物貿易外貨業務登記手続きを行わなければならない；銀行は、《登记表》により取り扱う；

(三) 貨物代金前受・前払、および 30 日以上（30 日を含まず）の代金ユーザンス回収・延払について、企業は、本ガイドの規定に基づき所在地の外管局に情報を送信・報告しなければならない；

(四) 企業は、原則、90 日以上（90 日を含まず）の延払業務を行ってはならず、90 日以上（90 日を含まず）の外貨受取条項を含む輸出契約を締結してはならない；分類監督管理の有効期間内に、これ以前の降格を招いた状況がすでに改善あるいは是正されており、かつ本ガイド第 28 条・第 29 条の規定する状況が発生していない B 類企業は、B 類企業に加えられた日より 6 ヶ月後から、外管局の登記を経て当該業務を行うことができる；

(五) 企業は、オフショア転売に係る売買の外貨受払業務を行ってはならない；

(六) すでに輸出収入国外預入業務を始めている企業が B 類に加えられた場合、分類監督管理の有効期間内については、企業の輸出収入は国外口座に預け入れてはならず、国外口座を使用して対外支払を行ってもならず、外管局は、企業に国外口座資金残高を回収するよう要求することができる；

(七) すでに多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を行っている主幹企業が B 類に加えられた場合、所在地の外管局は、多国籍企業に主幹企業を変更するよう通知する；すでに多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を行っているその他のメンバー企業が B 類に加えられた場合、主幹企業は、その業務を終了させなければならない；

(八) 外管局が規定するその他の管理措置。

第三十五条 C 类企业在分类监管有效期内的货物贸易外汇收支业务应按照下列规定办理：

(一) 企业需事前逐笔到所在地外汇局办理登记手续，银行凭《登记表》办理。外汇局办理登记手续时，对于以信用证、托收方式结算的，审核合同；对于以预付、预收货款方式结算的，审核合同和发票；对于以其他方式结算的，审核报关单和合同，货物不报关的，可提供运输单据等其他证明材料代替报关单；

(二) 对于预收货款、预付货款以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款，企业应按本指引规定向所在地外汇局报送信息；

(三) 企业原则上不得办理 90 天以上（不含）的远期信用证（含展期）、海外代付等进口贸易融资业务；不得办理 90 天以上（不含）的延期付款、托收业务；不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同；

(四) 企业不得办理离岸转手买卖外汇收支业务；

(五) 已开展跨国公司跨境资金集中运营业务的主办企业被列为 C 类的，所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业；已开展跨国公司跨境资金集中运营业务的其他成员企业被列为 C 类的，主办企业应终止其业务；

(六) 已开办出口收入存放境外业务的企业被列为 C 类的，企业应于列入之日起 30 日内调回境外账户资金余额；

(七) 外汇局规定的其他管理措施。

#### 第四节 他货物贸易外汇业务

第三十六条 银行办理自身黄金进出口收付汇业务，按照货物贸易外汇收支有关规定办理。

如因价格变动造成实际付汇额与进口货物报关单成交总价存在差额的，应按交易确认凭证上的实际黄金成交总价，凭有效交易单证及差额情况说

第 35 条 C 類企業の分類監督管理の有効期間内の貨物貿易外貨受払業務は、下記の規定に基づき行わなければならない：

(一) 企業は、事前かつ一件毎に所在地の外管局において登記手続きを行わなければならない。銀行は、《登記表》により取り扱う。外管局は、登記手続きを取り扱う際に、信用状・取立方式による決済の場合、契約書を審査する；貨物代金前受・前払による決済する場合、契約書およびインボイスを審査する；その他の方式による決済の場合、通関申告書および契約書を審査し、貨物を通関申告していない場合、企業は、輸送証書などのその他の証明資料を通関申告書の代わりに提出することができる；

(二) 貨物代金前受・前払、および 30 日以上（30 日を含まず）の代金ユーザンス回収・延払について、企業は、本ガイドの規定に基づき所在地の外管局に情報を送信・報告しなければならない；

(三) 企業は、原則、90 日以上（90 日を含まず）のユーザンス L/C（ロールオーバーを含む）・海外代付などの輸入に係るトレードファイナンス業務を行ってはならない；90 日以上（90 日を含まず）の延払・取立業務を行ってはならない；90 日以上（90 日を含まず）の外貨受取条項を含む輸出契約を締結してはならない；

(四) 企業は、オフショア転売に係る売買の外貨受払業務を行ってはならない；

(五) すでに多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を行っている主幹企業が C 類に加えられた場合、所在地の外管局は、多国籍企業に主幹企業を変更するよう通知する；すでに多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を行っているその他のメンバー企業が C 類に加えられた場合、主幹企業は、その業務を終了させなければならない；

(六) すでに輸出収入国外預入業務を行っている企業が C 類に加えられた場合、企業は、追加された日より 30 日以内に国外口座資金残高を回収しなければならない；

(七) 外管局が規定するその他の管理措置。

#### 第四節 その他の貨物貿易外貨業務

第 36 条 銀行が自らの金輸出入に係る受払業務を行う場合、貨物貿易外貨受払関連規定に基づき取り扱う。

価格変動により実際の受払額と輸出入貨物の通関申告書の成約総額に差額が生じた場合、取引確認証憑上の実際の金の取引総額に基づき、有効

<p>明办理付汇业务。</p> <p>第三十七条 海关特殊监管区域与境内海关特殊监管区域外之间货物贸易，以及海关特殊监管区域内机构之间的货物贸易，可以人民币或外币计价结算。</p> <p>第三十八条 海关特殊监管区域内机构采取物流与资金流不对应的交易方式时，外汇收支应具有真实、合法的交易基础。</p> <p>银行应按规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审核。</p> <p>企业提供的进口货物报关单、进境货物备案清单或保税核注清单上的收发货人为其他机构的，还应提供付汇人与收发货人不一致原因的书面说明、可证实交易真实性及该不一致情况的商业凭证以及相关海关监管单证。</p> <p>第三十九条 边境贸易企业（以下简称边贸企业）办理边境贸易外汇收支，应具有真实、合法的贸易背景，且与货物进出口情况一致。</p> <p>本指引所称边境贸易，包括边境小额贸易和边民互市。边贸企业，是指在商务主管部门备案登记，有边境小额贸易经营资格的企业。</p> <p>第四十条 银行应按照本指引第十一条规定，对边贸企业提交的边境贸易交易单证的真实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审核。</p> <p>第四十一条 边贸企业边境贸易项下出口收取外币现钞，应填写《境内收入申报单》，凭商业单据（合同或发票等）和出口货物报关单办理现钞结汇或入账手续。上述现钞结汇或现钞入账金额达到规定入境申报金额的，边贸企业还应提供经海关签章的《海关申报单》正本。边贸企业边境贸易项下进口支付外币现钞，按照现行外币现钞管理规定办理。</p> <p>第四十二条 在境内依法设立的期货交易所开展的期货实物交割有关结算业务应具有真实、合法</p>	<p>な取引エビデンスおよび差額状況証明により受払業務を行わなければならない。</p> <p>第 37 条 税関特殊監督管理区域および国内税関特殊監督管理区域外との間の貨物貿易、および税関特殊監督管理区域内の機構間の貨物貿易は、人民元あるいは外貨建てで決済することができる。</p> <p>第 38 条 税関特殊監督管理区域内の機構が貨物および資金の流れが対応していない取引方式を採用する場合、外貨受払は、真実・合法的な取引の基礎を備えていなければならない。</p> <p>銀行は、規定に基づき取引エビデンスの真実性および当該エビデンスと外貨受払との一致性について合理的な審査を行わなければならない。</p> <p>企業が提出した輸入貨物の通関申告書・入国貨物の備案リストあるいは保税消込リスト上の貨物受取・発送人がその他の機構の場合、さらに外貨支払人と貨物受取・発送人が一致しない原因についての書面説明・取引の真実性および不一致となる当該状況が証明可能な商業証書および関連税関監督管理書類も提供しなければならない。</p> <p>第 39 条 国境貿易企業が国境貿易外貨受払を行う場合、真実・合法的な貿易背景がなければならない。かつ貨物の輸出入状況が一致していなければならない。</p> <p>本ガイドでいう国境貿易とは、国境少額貿易および辺境住民による国境貿易を含む。国境貿易企業とは、商務主管部門における備案・登記を経て、国境少額貿易経営資格を有する企業を指す。</p> <p>第 40 条 銀行は、本ガイド第 11 条の規定に基づき、国境貿易企業が提出する国境貿易の取引エビデンスの真実性および当該エビデンスと外貨受払との一致性について合理的な審査を行わなければならない。</p> <p>第 41 条 国境貿易企業の国境貿易項目の輸出に係る外貨現金受取は、《国内收入申告書》を記入し、商業証書（契約書あるいはインボイスなど）および輸出貨物の通関申告書により現金の人民元転あるいは入金手続きを行うことができる。上述の現金の人民元転あるいは現金の入金金額が規定の入国申告の金額に達した場合、国境貿易企業は、さらに税関押印済の《税関申告書》正本も提出しなければならない。国境貿易企業の国境貿易項目の輸入に係る外貨現金の支払は、現行の外貨現金管理規定に基づき行わなければならない。</p> <p>第 42 条 国内で法に基づき設立した先物取引所において行う先物の実物引渡に関連する決済</p>
--	--



<p>的交易背景。</p> <p>期货交易所对期货实物交割的真实性和合法性负责，并采集与期货实物交割有关的交易、结算、仓储、报关等信息。</p> <p>第四十三条 存管银行办理期货实物交割项下货物贸易收支业务，应按照展业原则进行真实性、合规性审核，并按规定办理实际收付数据和还原数据申报。</p> <p>本指引所称存管银行，是指为期货交易所、会员、境内交易者、境外交易者、境外经纪机构等提供期货交易相关账户、资金收付及汇兑等业务的银行。</p> <p>第四十四条 境外交易者和境外经纪机构应通过境内期货公司向期货交易所办理期货实物交割项下的货款结算。</p> <p>办理期货实物交割项下货款结算的境内期货公司，应办理名录登记且分类等级为 A 类。</p> <p>参与期货实物交割业务的会员和境内外交易者不得构造交易转移资金，不得以任何方式逃避外汇监管。</p> <p>第四十五条 从事跨境电子商务的企业可将出口货物在境外发生的仓储、物流、税收等费用与出口货款轧差结算，并按规定办理实际收付数据和还原数据申报。跨境电子商务企业出口至海外仓销售的货物，汇回的实际销售收入可与相应货物的出口报关金额不一致。跨境电子商务企业按现行货物贸易外汇管理规定报送外汇业务报告。</p> <p>第四十六条 市场采购贸易项下委托第三方报关出口的市场主体，具备下列条件的，可以自身名义办理收汇：</p> <p>（一）从事市场采购贸易的市场主体已在地方政府市场采购贸易联网平台备案。市场采购贸易联网平台应能采集交易、出口全流程信息，并提供与企业、个体工商户对应的出口明细数据；</p>	<p>業務は、真実・合法的な取引背景を有していなければならない。</p> <p>先物取引所は、先物の実物引渡の真実性および合法性に対して責を負い、併せて先物の実物引渡に関連する取引・決済・倉庫保管・通関などの情報を収集する。</p> <p>第 43 条 受託銀行が先物の実物引渡項目における貨物貿易受払業務を取り扱う場合、実施原則に基づき真実性・コンプライアンス性の審査を行い、併せて規定に基づき実際の受払データおよび復元データの申告を行わなければならない。</p> <p>本ガイドでいう受託銀行とは、先物取引所・会員・国内取引者・国外取引者・国外仲介機構などに先物取引関連口座・資金受払および為替などの業務を提供する銀行を指す。</p> <p>第 44 条 国外取引者および国外仲介機構は、国内先物会社を通じて先物取引所に対して先物の実物引渡項目における代金決済を行わなければならない。</p> <p>先物の実物引渡項目における代金決済を行う国内先物会社は、リスト登記を行いかつ分類等級が A 類でなければならない。</p> <p>先物の実物引渡業務に参加する会員および国内外の取引者は、取引を捏造して資金を移転してはならず、いかなる方式によっても外貨監督管理から逃避してはならない。</p> <p>第 45 条 クロスボーダー電子商取引に従事する企業は、輸出貨物の国外において発生する倉庫保管・物流・税金などの費用を輸出貨物代金とのネットティングにより決済し、併せて規定に基づき実際の受払データおよび復元データの申告を行うことができる。クロスボーダー電子商取引企業が海外の倉庫に販売した貨物を輸出し、外貨で回収した実際の売上収入は、相応する貨物の輸出通関申告書の金額と一致していなくてもよい。クロスボーダー電子商取引企業は、現行の貨物貿易外貨管理規定に基づき外貨業務報告を送信・報告する。</p> <p>第 46 条 市場調達貿易項目において通関申告・輸出を第三者に委託する市場主体が、下記の条件を備えている場合、自身の名義で外貨受取を行うことができる：</p> <p>（一）市場調達貿易に従事する市場主体がすでに地方政府の市場調達貿易オンラインプラットフォームにおいて備案している。市場調達貿易オンラインプラットフォームは、取引・輸出の全プロセスの情報を収集、かつ企業・個人工商業者の輸出明細データを提供可能でなければならない；</p>
--	---

(二) 经办银行具备接受、存储交易信息的技术条件, 系统与市场采购贸易联网平台对接, 采取必要的技术手段, 识别客户身份, 审核交易背景的真实性, 防范交易信息重复使用。

## 第二章 服务贸易外汇业务

### 第五节 服务贸易外汇收支

第四十七条 服务贸易外汇收支应具有真实、合法的贸易基础, 境内机构和境内个人不得虚构贸易背景办理外汇收支业务, 不得以分拆等方式规避外汇管理。

初次收入和二次收入项下外汇收支按照本指引服务贸易外汇收支有关规定执行。初次收入, 是指因提供劳务、金融资产和出租自然资源而获得的回报。二次收入, 是指居民与非居民间的经常性转移, 包括所有非资本转移的转移项目。

外商投资企业的利润、股息和红利项下对外支付按照直接投资利润汇出管理规定办理。

第四十八条 银行办理服务贸易外汇收支业务, 应按照本指引规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审核。

银行应根据本指引制定内部管理制度, 明确有关业务操作规程, 并按规定及时、准确、完整地向上级外管局报送相关外汇收支信息。

银行自身的服务贸易外汇收支按照本指引服务贸易外汇收支相关规定办理。

第四十九条 办理单笔等值 5 万美元以下 (含) 的服务贸易外汇收支业务, 银行原则上可不审核交易单证; 对于资金性质不明确的外汇收支业务, 银行应要求境内机构和境内个人提交交易单证进行合理审核。

办理单笔等值 5 万美元以上 (不含) 的服务贸易外汇收支业务, 银行应按展业原则, 确认交易单证所列的交易主体、金额、性质等要素与其申请办理的外汇收支相一致。

(二) 取扱銀行は、取引情報受領・保存の技術的条件を備えており、システムが市場調達貿易オンラインプラットフォームと連動しており、必要な技術的手段を講じて、顧客身分を識別し、取引背景の真实性を審査し、取引情報の重複利用を防止している。

## 第二章 サービス貿易外貨業務

### 第五節 サービス貿易外貨受払

第 47 条 サービス貿易外貨受払は、真実・合法的な取引の基礎を備えていなければならない。国内機構および国内個人は、貿易背景を捏造して外貨受払業務を行ってはならず、分割などの方式により外貨管理を回避してはならない。

第一次所得および第二次所得項目における外貨受払は、本ガイドのサービス貿易外貨受払関連規定に基づき執行する。第一次所得とは、役務提供・金融資産および自然資源の貸出により取得する報酬を指す。第二次所得とは、居住者および非居住者の間の経常性移転を指し、すべての非資本性移転の移転項目を含む。

外商投資企業の利益・配当および特別配当項目における対外支払は、直接投資利益送金管理規定に基づき行う。

第 48 条 銀行は、サービス貿易外貨受払業務を取り扱う場合、本ガイドの規定に基づき取引エビデンスの真实性および当該エビデンスと外貨受払との一致性について合理的な審査を行わなければならない。

銀行は、本ガイドに基づき内部管理制度を制定し、関連業務のオペレーション規程を明確化し、併せて適時・正確・完全に所在地の外管局に関連外貨受払情報を送信・報告しなければならない。

銀行自身のサービス貿易外貨受払は、本ガイドのサービス貿易外貨受払関連規定に基づき行う。

第 49 条 一件当たり 5 万米ドル相当以下 (5 万米ドルを含む) のサービス貿易外貨受払業務を取り扱う場合、銀行は、原則、取引エビデンスを審査しなくてよい; 資金の性質が明確でない外貨受払業務について、銀行は、国内機構および個人に取引エビデンスを提出するよう要求して合理的な審査を行わなくてはならない。

一件当たり 5 万米ドル相当以上 (5 万米ドルを含まない) のサービス貿易外貨受払業務を取り扱う場合、銀行は実施原則に基づき、取引エビデンスに記載された取引主体・金額・性質などの要素が当該主体の申請した外貨受払と一致している

<p>(一) 具有关联关系的境内外机构间发生的代垫或分摊费用，原则上不得超过 12 个月。</p> <p>本指引所称关联关系，是指境内外机构之间存在直接或间接控制关系或重大影响关系。</p> <p>(二) 对于服务贸易项下预收预付款，银行应审慎审核相关单证，确认交易真实性、合规性和合理性后办理。</p> <p>(三) 银行应按照原汇入或汇出资金交易性质，审核退汇的相关材料，退汇金额原则上不得超过原汇入或汇出金额。汇出资金退汇的境外付款人应为原收款人、境内收款人应当为原付款人。汇入资金退汇的境内付款人应为原收款人、境外收款人应为原付款人。对于退汇项下的收付款人与规定不一致时，境内机构应向银行提供相关说明，由银行审核其退汇真实性和合理性后办理。</p> <p>(四) 办理单笔等值 5 万美元以上的服务贸易对外支付，境内机构和个人应先按照服务贸易对外支付税务备案有关规定办理备案手续，银行应核对外服务贸易等项目对外支付纸质或电子税务备案表。</p> <p>第五十条 办理下列服务贸易境内外汇划转业务的，由划付方银行按展业原则审核交易单证：</p> <p>(一) 境内机构向国际运输或国际运输代理企业划转国际运输项下运费及相关费用；</p> <p>(二) 对外承包工程项下总承包方向分包方划转工程款；</p> <p>(三) 对外承包工程联合体已指定涉外收付款主体的，收付款主体与联合体其它成员之间划转工程款；</p> <p>(四) 服务外包项下总包方向分包方划转相关费用；</p> <p>(五) 境内机构向个人归还垫付的公务出国项下相关费用；</p> <p>(六) 外汇管理规定的其他情形。</p> <p>第五十一条 海关特殊监管区域内机构之间的服务贸易，可以人民币或外币计价结算；海关特殊监管区域与境内海关特殊监管区域外之间的服务贸易项下交易应以人民币计价结算，本指引第五十条除外；海关特殊监管区域行政管理机构的各项规</p>	<p>ことを確認しなければならない。</p> <p>(一) 関連関係を有する国内外機関間に発生した立替あるいは費用分担は、原則、12 ヶ月を超過してはならない。</p> <p>本ガイドでいう関連関係とは、国内外機関間に直接あるいは間接的な支配関係もしくは重大な影響を及ぼす関係にあることを指す。</p> <p>(二) サービス貿易項目における代金前受・前払について、企業は、関連エビデンスを慎重に審査し、取引の真实性・コンプライアンス性および合理性の確認後に取り扱わなければならない。</p> <p>(三) 銀行は、元の受取あるいは送金資金の取引の性質に基づき、外貨返金の関連資料を審査し、返金額は、原則、元の受取あるいは送金額を超過してはならない。送金資金を返金する国外支払人は元の受取人・国内受取人は元の支払人でなければならない。受取資金を返金する国内支払人は元の受取人・国外受取人は元の支払人でなければならない。返金項目における受取人が規定と一致しない場合、国内機構は、銀行に関連説明を提出しなければならない。銀行は、その返金の真实性および合理性を審査後に取り扱う。</p> <p>(四) 一件当たり 5 万米ドル相当以上のサービス貿易対外支払を取り扱う場合、国内機構および個人は、先にサービス貿易対外支払税務備案関連規定に基づき備案手続きを行わなければならない。銀行は、サービス貿易などの項目の対外支払に係る紙ベースあるいは電子版の税務備案表を審査しなければならない。</p> <p>第 50 条 下記のサービス貿易国内外貨振替業務を取り扱う場合、振替送金側の銀行が実施原則に基づき取引エビデンスを審査する：</p> <p>(一) 国内機構が国際運輸あるいは国際運輸代理企業に振り替える国際運輸項目における運輸費用および関連費用；</p> <p>(二) 対外請負工事項目における総請負元が下請先に振り替える工事代金；</p> <p>(三) 対外工事請負連合体がすでに涉外代金受払主体を指定している場合、代金受払主体と連合体のその他のメンバー間で振り替える工事代金；</p> <p>(四) サービスアウトソーシング項目における総請負元が下請先に振り替える関連費用；</p> <p>(五) 国内機構が個人に立替分を返還する公務出国項目における関連費用；</p> <p>(六) 外貨管理規定のその他の状況。</p> <p>第 51 条 税関特殊監督管理区域内の機構間のサービス貿易は、人民元あるいは外貨建てで決済することができる；本ガイド第 50 条を除き、税関特殊監督管理区域および国内税関特殊監督管理区域外の間でのサービス貿易項目における取引</p>
---	--



<p>费应以人民币计价结算。</p> <p>第五十二条 服务贸易外汇收支涉及纸质或电子的交易单证应符合国家法律法规和通行商业惯例的要求，包括但不限于：</p> <p>（一）包含交易标的、主体、金额等要素的合同（协议）；</p> <p>（二）发票（支付通知）或列明交易标的、主体、金额等要素的结算清单（支付清单）；</p> <p>（三）其他能证明交易真实合法的单证。</p> <p>第五十三条 服务贸易外汇收支管理信息申报要素应包括：</p> <p>（一）交易单证号：应在申报凭证相应栏目中填写合同号、发票号。服务贸易外汇收支本身无交易单证号的，境内机构和境内个人可不填写；</p> <p>（二）代垫或分摊的服务贸易费用以及非关联关系代垫费用：应在申报凭证的交易附言栏目中标明“代垫”“分摊”或“非关联代垫款”字样；</p> <p>（三）对外承包工程签订合同之前服务贸易前期费用：应在申报凭证的交易附言栏目中标明“前期费用”字样；</p> <p>（四）服务贸易退汇：应在申报凭证的退款栏目中进行确认，并在交易附言栏目中标明“退款”字样；</p> <p>（五）凭电子或纸质税务备案表付汇：应在申报凭证的交易附言栏目中标明“SWBA+备案表编号后六位”。一笔交易对应多个税务备案表的，“SWBA+备案表编号后六位”用逗号间隔；</p> <p>（六）服务贸易预付款：应在申报凭证的付款类型栏目中选择“预付款”；服务贸易预收款：应在申报凭证的付款类型栏目中选择“预收款”；</p> <p>（七）外汇局规定的其他管理信息。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 个人经常项目外汇业务</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第六节 个人结售汇</b></p>	<p>は、人民元建てで決済しなければならない；税関特殊監督管理区域の行政管理機構の各規定の費用は、人民元建てで決済しなければならない。</p> <p>第 52 条 サービス貿易外貨受払が紙ベースあるいは電子版の取引エビデンスに関わる場合、国家の法律・法規および一般的商業慣例の要求に合致していなければならない、以下を含むがこれに限らない：</p> <p>（一）取引対象・主体・金額などの要素を含む契約書（協議書）；</p> <p>（二）インボイス（支払通知書）あるいは取引対象・主体・金額などの要素が明記された決済リスト（支払リスト）；</p> <p>（三）その他の取引が真実かつ合法であることが証明できる書類。</p> <p>第 53 条 サービス貿易外貨受払管理情報の申告要素は以下を含めなければならない：</p> <p>（一）取引エビデンスの番号：申告証憑の対応する欄に契約書の番号・インボイスの番号を記入しなければならない。サービス貿易外貨受払そのものに取引エビデンスの番号がない場合、国内機構および国内個人は記入しなくてもよい；</p> <p>（二）立替あるいは分担に係るサービス貿易費用および非関連関係との立替費用：申告証憑の取引付記欄に「立替」「分担」もしくは「非関連立替金」との文言を明記しなければならない；</p> <p>（三）対外請負工事の契約締結前の初期費用：申告証憑の取引付記欄に「初期費用」との文言を明記しなければならない；</p> <p>（四）サービス貿易における返金：申告証憑の返金欄において確認し、併せて取引付記欄に「返金」との文言を明記しなければならない；</p> <p>（五）電子あるいは紙ベースの税務備案表による支払：申告証憑の取引付記欄に「SWBA+備案表番号の下 6 桁」を明記しなければならない。一件の取引が複数の税務備案表に対応している場合、「SWBA+備案表番号の下 6 桁」はカンマで間隔を空ける；</p> <p>（六）サービス貿易に係る代金前払：申告証憑の支払類型欄から「代金前払」を選択しなければならない；サービス貿易に係る代金前受：申告証憑の支払類型欄から「代金前受」を選択しなければならない；</p> <p>（七）外管局が規定するその他管理情報。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 個人經常項目外貨業務</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第六節 個人両替</b></p>
--	--

<p>第五十四条 个人经常项目外汇业务应具有真实、合法的交易背景。个人结汇和境内个人购汇实行年度便利化额度管理，便利化额度分别为每人每年等值 5 万美元。</p> <p>第五十五条 个人凭本人有效身份证件在银行办理年度便利化额度内的结汇和购汇。标有身份证件号码的户口簿、临时身份证可作为境内个人有效身份证件。</p> <p>个人可通过银行柜台或电子银行渠道办理结汇和购汇。</p> <p>第五十六条 境内个人凭本人有效身份证件和有交易额的结汇资金来源材料，在银行办理不占用年度便利化额度的经常项目结汇。</p> <p>境内个人凭本人有效身份证件和有交易额的购汇资金用途材料，在银行办理不占用年度便利化额度的经常项目购汇。</p> <p>第五十七条 境内个人办理购汇业务，应真实、准确、完整填写《个人购汇申请书》，并承担相应法律责任。</p> <p>第五十八条 境外个人凭本人有效身份证件和有交易额的结汇资金用途材料，在银行办理不占用年度便利化额度的经常项目结汇。</p> <p>结汇单笔等值 5 万美元以上（不含）的，应将结汇所得人民币资金直接划转至交易对方的境内人民币账户。</p> <p>第五十九条 境外个人在境内取得的经常项目合法人民币收入，凭本人有效身份证件和有交易额的购汇资金来源材料（含税务凭证）在银行办理购汇。</p> <p>持有外国人永久居留身份证的境外个人适用购汇年度便利化额度。</p> <p>第六十条 境外个人原兑换未用完的人民币兑回外汇，凭本人有效身份证件和原兑换水单办理，原兑换水单的兑回有效期为自兑换日起 24 个月；对于当日累计兑换不超过等值 500 美元（含）以及离境前在境内关外场所当日累计不超过等值 1000 美元（含）的兑换，可凭本人有效身份证件办理。</p>	<p>第 54 条 個人經常項目外貨業務は、真実・合法的な取引背景を有していなければならない。個人の人民币転および国内個人の外貨転は、年間の利便的限度額による管理を実行し、利便的限度額は、それぞれ一人当たり毎年 5 万米ドル相当とする。</p> <p>第 55 条 個人は、本人の有効な身分証明書により銀行において年間の利便的限度額内の人民币転および外貨転を行う。身分証明書の番号が記載された戸籍簿・臨時身分証明書は、国内個人の有効な身分証明書となる。</p> <p>個人は、銀行の窓口あるいはネットバンキングのチャネルを通じて人民币転および外貨転を行うことができる。</p> <p>第 56 条 国内個人は、本人の有効な身分証明書および取引額の記載された人民币転資金原資の資料により、銀行において年間の利便的限度額を占用せずに經常項目人民币転を行う。</p> <p>国内個人は、本人の有効な身分証明書および取引額の記載された外貨転資金使途の資料により、銀行において年間の利便的限度額を占用せずに經常項目外貨転を行う。</p> <p>第 57 条 国内個人が外貨転業務を行う場合、真実・正確・完全に《個人外貨転申請書》を記入し、相応する法的責任を負わなければならない。</p> <p>第 58 条 国外個人は、本人の有効な身分証明書および取引額の記載された人民币転資金使途の資料により、銀行において年間の利便的限度額を占用せずに經常項目人民币転を行う。</p> <p>人民币転一件当たり 5 万米ドル相当以上（5 万米ドルを含まない）の場合、人民币転代り金を直接取引相手の国内人民币口座に振り替えることができる。</p> <p>第 59 条 国外個人が国内において取得した經常項目の合法的な人民币収入は、本人の有効な身分証明書および取引額の記載された外貨転資金原資の資料（税務証憑を含む）により銀行において外貨転を行う。</p> <p>外国人永住身分証を有する国外個人は、外貨転の年間利便的限度額を適用する。</p> <p>第 60 条 国外個人の両替済で未使用の人民币を外貨に再両替する場合、本人の有効な身分証明書および元の両替証により取り扱い、元の両替証の再両替有効期間は両替日より 24 ヶ月である；当日の累計両替額が 500 米ドル相当（500 米ドルを含む）を超えないおよび出国前の国内税関外の</p>
---	--

第六十一条 个人可委托近亲属代为办理年度便利化额度内的结汇和购汇。办理时需提供委托人和受托人的有效身份证件、委托书以及近亲属关系说明材料等。

个人可委托他人（含近亲属）代为办理不占用年度便利化额度的结汇和购汇。办理时需提供委托人和受托人的有效身份证件、委托书和有交易额的相关材料等。

本指引所称近亲属，是指配偶、父母、子女、兄弟姐妹、祖父母、外祖父母、孙子女、外孙子女。近亲属关系说明材料包括户口本、结婚证、出生证等。确无法提供近亲属关系说明材料的，可以近亲属关系承诺函替代。

第六十二条 个人不得以分拆等方式规避便利化额度管理及真实性管理。外汇局对规避管理的个人实行“关注名单”管理。

（一）外汇局对出借本人便利化额度协助他人规避便利化额度及真实性管理的个人，通过银行以《个人外汇业务风险提示函》（见附5）予以风险提示。若上述个人再次出现出借本人便利化额度协助他人规避便利化额度及真实性管理的行为，外汇局将其列入“关注名单”管理，并通过银行以《个人外汇业务“关注名单”告知书》（见附6）予以告知。

（二）外汇局对借用他人便利化额度及其他方式规避便利化额度及真实性管理的个人，列入“关注名单”管理，并通过银行以《个人外汇业务“关注名单”告知书》予以告知。

（三）“关注名单”内个人的关注期限为列入“关注名单”的当年及之后连续2年。在关注期限内，“关注名单”内个人办理个人结售汇业务，应凭本人有效身份证件、有交易额的相关材料在银行办理。银行应按照真实性审核原则，严格审核相关材料。

場所における当日の累計両替額が1,000米ドル相当（1,000米ドルを含む）を超えない両替の場合、本人の有効な身分証明書により取り扱うことができる。

第61条 個人は、近親者に年間の利便的限度額内の人民元転および外貨転の代理を委託することができる。手続きの際は、委託者および受託者の有効な身分証明書・委託書および近親者関係の説明資料などを提出する必要がある。

個人は、他人（近親者を含む）に年間の利便的限度額を占用しない人民元転および外貨転の代理を委託することができる。手続きの際は、委託者および受託者の有効な身分証明書・委託書および取引額が記載された関連資料などを提出する必要がある。

本ガイドでいう近親者とは、配偶者・父母・子女・兄弟姉妹・父方の祖父母・母方の祖父母・孫・外孫を指す。近親者関係の説明資料とは、戸籍簿・結婚証・出生証などを指す。確かに近親者関係の説明資料を提出することができない場合、近親者関係承諾書により代替することができる。

第62条 個人は、分割などの方式により利便的限度額管理および真实性管理を回避してはならない。外管局は、管理を回避した個人に対して「注意リスト」管理を実行する。

（一）外管局は、本人の利便的限度額の貸出により他人の利便的限度額および真实性管理の回避に協力した個人に対して、銀行を通じて《個人外貨業務リスク注意喚起レター》（添付5参照）によりリスク注意喚起を与える。上述の個人に本人の限度額の貸出により他人の利便的限度額および真实性管理の回避への協力行為が再度発生した場合、外管局は、当該個人を「注意リスト」管理に組み入れ、併せて銀行を通じて《個人外貨業務「注意リスト」告知书》（添付6参照）により告知する。

（二）外管局は、他人の利便的限度額の借用およびその他の方式により利便的限度額および真实性管理を回避した個人に対して、「注意リスト」管理に組み入れ、併せて銀行を通じて《個人外貨業務「注意リスト」告知书》（添付6参照）により告知する。

（三）「注意リスト」内の個人の注意期限は、「注意リスト」に列挙された当年およびその後の連続する2年である。注意期限内において、「注意リスト」内の個人が個人両替業務を行う場合、本人の有効な身分証明書・取引額が記載された関連資料により銀行において行わなければならない。銀行は、真实性審査の原則に基づき、関連資料を厳格に審査しなければならない。



第六十三条 被实施风险提示的个人，首次在柜台办理个人外汇业务时，银行应打印纸质《个人外汇业务风险提示函》进行告知；被实施“关注名单”管理的个人，首次在柜台办理个人外汇业务时，银行应打印纸质《个人外汇业务“关注名单”告知书》进行告知。

银行可根据个人要求为其本人查询被实施的“关注名单”管理结论，若个人对结论存在异议，应告知个人可向所在地外汇局核实。

### 第七节 个人外汇收支

第六十四条 境内个人外汇汇出境外用于经常项目支出，按下列规定在银行办理：

（一）外汇账户内外汇汇出境外当日累计等值5万美元以下（含）的，凭本人有效身份证件办理；超过上述金额的，凭本人有效身份证件、有交易额的相关材料办理。境内个人办理外汇汇出业务时，应配合银行购汇用途与付汇用途一致性审核；

（二）持外币现钞汇出当日累计等值1万美元以下（含）的，凭本人有效身份证件在银行办理；超过上述金额的，凭本人有效身份证件、经海关签章的《海关申报单》或本人原存款银行外币现钞提取单据、有交易额的相关材料办理。

第六十五条 境外个人经常项目外汇汇出境外，按下列规定在银行办理：

（一）外汇账户内外汇汇出，凭本人有效身份证件办理；

（二）持外币现钞汇出，当日累计等值1万美元以下（含）的，凭本人有效身份证件办理；超过上述金额的，凭本人有效身份证件、经海关签章的《海关申报单》或原存款银行外币现钞提取单据办理。

第六十六条 个人货物贸易外汇收支按下列规定办理：

（一）个体工商户委托有对外贸易经营权的企

第 63 条 リスク注意喚起を実施された個人が、初めて窓口で個人外貨業務を行う場合、銀行は、紙ベースの《個人外貨業務リスク注意喚起レター》をプリントアウトして告知しなければならない；「注意リスト」管理を実施された個人が、初めて窓口で個人外貨業務を行う場合、銀行は、紙ベースの《個人外貨業務「注意リスト」告知書》をプリントアウトして告知しなければならない。

銀行は、個人の要求に基づき当該本人のために実施された「注意リスト」管理の結論を照会することができ、個人に結論に対する異議がある場合、所在地の外管局に事実確認ができることを個人に伝えなければならない。

### 第七節 個人外貨受払

第 64 条 国内個人が国外に外貨を送金し、經常項目支出に用いる場合、下記の規定に基づき銀行において行う：

（一）外貨口座内の外貨国外送金の当日累計が5万米ドル相当以下（5万米ドルを含む）の場合、本人の有効な身分証明書により取り扱う；上述の金額を超える場合、本人の有効な身分証明書・取引額が記載された関連資料により取り扱う。国内個人が外貨送金業務を行う場合、銀行による外貨転の使途および送金の使途の一致性審査に協力しなければならない；

（二）手持ちの外貨現金送金の当日の累計が1万米ドル相当以下（1万米ドルを含む）の場合、本人の有効な身分証明書により銀行において取り扱う；上述の金額を超える場合、本人の有効な身分証明書・税関押印済の《税関申告書》あるいは本人の預金銀行の外貨現金引出証憑・取引額が記載された関連資料により取り扱う。

第 65 条 国外個人の經常項目外貨国外送金は、下記の規定に基づき銀行において行う：

（一）外貨口座内の外貨送金は、本人の有効な身分証明書により取り扱う；

（二）手持ちの外貨現金送金について、当日の累計が1万米ドル相当以下（1万米ドルを含む）の場合、本人の有効な身分証明書により取り扱う；上述の金額を超える場合、本人の有効な身分証明書・税関押印済の《税関申告書》あるいは本人の預金銀行の外貨現金引出証憑により取り扱う。

第 66 条 個人貨物貿易外貨受払は、下記の規定に基づき取り扱う：

（一）個人工商業者が対外貿易經營権を有する

业办理进口的，本人凭其与代理企业签定的进口代理合同或协议购汇，所购外汇通过本人外汇账户直接划转至代理企业经常项目外汇账户；个体工商户委托有对外贸易经营权的企业办理出口的，可以通过本人外汇账户收汇、结汇。结汇凭合同及物流公司出具的运输单据等商业单证办理；

(二) 境内个人从事跨境电子商务，可通过本人外汇账户办理跨境电子商务外汇结算。境内个人办理跨境电子商务项下结售汇，提供有交易额的材料或交易电子信息的，不占用个人年度便利化额度；

(三) 个人从事市场采购贸易，可通过个人外汇账户办理符合相关要求的市场采购贸易外汇结算。个人办理市场采购贸易项下结汇，提供有交易额的材料或交易电子信息的，不占用个人年度便利化额度；

(四) 个人从事边境贸易活动，外汇收支参照本指引第三十九条、第四十条的规定办理。个人收取的外币现钞或现汇，凭合同、物流公司出具的运输单据等商业单证办理结汇或入账手续。外币现钞结汇或外币现钞入账金额当日累计等值1万美元以上（不含）的，个人还应提供经海关签章的《海关申报单》正本。

第六十七条 个人外汇账户内资金境内划转，仅限于本人账户之间、个人与近亲属账户之间。

划转账户分别属于境内个人、境外个人的，按跨境交易进行管理，且应符合经常项目外汇汇出境外的规定。

第六十八条 银行办理个人经常项目外汇业务，应对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审核。

银行可根据个人风险状况，自主决定审核凭证的种类、形式以及审核要点，确保交易真实合规。

银行有权对违反外汇管理规定、真实性存疑的交易予以拒绝。对拒绝办理的业务，银行应向个人准确说明拒绝原因及申诉渠道。

企業に輸入を委託した場合、本人が代理企業と締結した輸入代理契約書あるいは協議書により外貨転を行う場合、当該外貨転後の資金は本人の外貨口座を通じて代理企業の經常項目外貨口座に直接振り替える；個人工商業者が対外貿易經營權を有する企業に輸出を委託した場合、本人の外貨口座を通じて外貨受取・人民幣転を行う。人民幣転は、契約書および物流会社が発行した輸送証書などの商業証書により取り扱う；

(二) 国内個人がクロスボーダー電子商取引に従事する場合、本人の外貨口座を通じてクロスボーダー電子商取引外貨決済を行うことができる。国内個人がクロスボーダー電子商取引項目における人民幣転・外貨転を行う場合、取引額が記載された資料あるいは取引の電子情報を提供すれば、個人の年間利便的限度額を占用しない；

(三) 個人が市場調達貿易に従事する場合、個人外貨口座を通じて関連要求に合致する市場調達貿易外貨決済を行うことができる。個人が市場調達貿易項目における人民幣転を行う場合、取引額が記載された資料あるいは取引の電子情報を提供すれば、個人の年間利便的限度額を占用しない；

(四) 個人が国境貿易活動に従事する場合、外貨受払は、本ガイド第39条・第40条の規定に基づき行う。個人が受け取った外貨現金あるいは外国為替は、契約書・物流会社が発行した輸送証書などの商業証書により人民幣転あるいは入金手続きを取り扱う。外貨現金の人民幣転あるいは外貨現金の入金金額の当日の累計が1万米ドル相当以上（1万米ドルを含まない）の場合、個人は、さらに《税関申告書》正本も提出しなければならない。

第67条 個人外貨口座内の資金の国内振替は、本人の口座間・個人と近親者の口座間に限る。

振替口座がそれぞれ国内個人・国外個人の場合、クロスボーダー取引として管理し、かつ經常項目外貨国外送金の規定に合致していなければならない。

第68条 銀行が個人經常項目外貨業務を取り扱う場合、取引エビデンスの真实性および当該エビデンスと外貨受払との一致性について合理的な審査を行わなければならない。

銀行は、個人のリスク状況に基づき、審査するエビデンスの種類・形式および審査の要点を自ら決定し、取引が真実かつコンプライアンスに準拠していることを保証することができる。

銀行は、外貨管理規定に違反する・真实性に対して疑いがある取引を拒絶する権利を有する。取扱を拒絶する業務について、銀行は、拒絶の原因

<p>第六十九条 银行为个人开立外汇账户时，应尽职调查，加强对客户的了解，强化个人身份认证核验，确保人证一致。</p> <p>第七十条 银行为个人办理购汇业务时，应提示个人真实、准确、完整填写《个人购汇申请书》。银行应将个人填写的《个人购汇申请书》信息在本行信息系统中保存。</p> <p>银行应提升个人购汇信息申报质量，及时更新和完善个人购汇信息异常申报数据库，对申报要素填写不完整、不合逻辑的交易进行识别和拦截。</p> <p>第七十一条 银行应关注个人购付汇用途是否一致，发现涉嫌付汇用途与购汇用途不一致的，应做好尽职调查，要求个人如实报告购付汇用途。</p> <p>第七十二条 银行应加强电子银行个人结售汇业务风险识别，落实电子银行业务本人办理原则。通过多重技术手段，事中事后筛查拦截异常外汇交易，防范借用他人便利化额度、出借本人便利化额度及其他规避便利化额度和真实性管理的违规行为。</p> <p>第七十三条 银行应切实履行自身服务职责，全面提升服务质量，保障个人真实合理用汇需求。银行应在营业网点区域显著位置展示本行编制的个人外汇业务办理指南。</p> <p>第七十四条 银行开展个人外汇业务，应依据展业原则及反洗钱有关规定制定银行内部管理制度，银行内部管理制度应覆盖本行个人外汇业务的全部类型和业务渠道。</p>	<p>および苦情申立のチャネルを個人に正確に説明しなければならない。</p> <p>第 69 条 銀行が個人のために外貨口座を開設する場合、デューデリジェンス調査を行い、顧客実態の把握を強化し、個人身分証明書審査を強化し、本人と証明書が一致していることを保証しなければならない。</p> <p>第 70 条 銀行が個人のために外貨転業務を取り扱う場合、真実・正確・完全に《個人外貨転申請書》を記入するよう個人に提示しなければならない。銀行は個人が記入した《個人外貨転申請書》の情報を当該銀行の情報システムに保存しなければならない。</p> <p>銀行は、個人による外貨転情報申告のクオリティを向上させ、適時、個人外貨転情報異常申告データベースを更新および改善し、申告要素の記入が不完全・非論理的な取引に対して判別および防止しなければならない。</p> <p>第 71 条 銀行は、個人の外貨転・対外支払の使途が一致しているか否かに注意し、外貨転・対外支払の使途が一致しないことを発見した・その嫌疑がかかる場合、デューデリジェンス調査を適切に行い、個人に事実通りに外貨転・対外支払の使途を報告するよう要求しなければならない。</p> <p>第 72 条 銀行は、ネットバンキングの個人両替業務のリスク識別を強化し、ネットバンキング業務の本人手続き原則を実行しなければならない。複数の技術手段を通じて、期中事後のスクリーニングにより異常な外貨取引を防止し、他人の利便的限度額の借用・本人の利便的限度額の貸出およびその他の利便的限度額および真实性管理回避による規定違反行為を防止しなければならない。</p> <p>第 73 条 銀行は、自身のサービス職責を適切に履行し、サービスのクオリティを全面的に向上させ、個人の真実かつ合理的な外貨使用ニーズを保障しなければならない。銀行は、営業拠点内の目立つ位置に当該銀行が作成した個人外貨業務手続きの手引きを展示しなければならない。</p> <p>第 74 条 銀行が個人外貨業務を実施する場合、実施原則およびアンチマネーロンダリング関連規定に基づき銀行内部管理制度を制定しなければならない。銀行内部管理制度は、当該銀行の個人外貨業務のすべての類型および業務チャネルを包括していなければならない。</p>
---	--



<p>第七十五条 银行开展个人外汇创新业务前，应将业务流程、内部管理制度要求、风险防控措施等书面告知国家外汇管理局。</p> <p>第七十六条 除下列情况外，银行应将个人结售汇数据录入个人外汇业务系统（以下简称个人系统）：</p> <p>（一）通过外币代兑机构发生的结售汇；</p> <p>（二）通过银行柜台尾零结汇、转利息结汇等小于等值 100 美元（含）的结汇；</p> <p>（三）外币卡（含境内卡和境外卡）境内消费结汇；</p> <p>（四）境外卡通过自助银行设备提取人民币现钞；</p> <p>（五）境内卡境外使用后购汇还款；</p> <p>（六）通过自助兑换机办理的个人外币现钞兑换人民币现钞的单向兑换。</p> <p>第七十七条 银行应建立本行数据质量管理机制，办理的个人结售汇和外币现钞存取业务全部数据均应实时、逐笔向个人系统准确报送。通过支付机构办理的个人结售汇业务数据应按规定时限向个人系统准确报送。</p> <p>第七十八条 银行应对在个人系统使用中知晓的个人信息严格保密，不得泄露和侵犯个人隐私。</p> <p>第七十九条 银行可办理代理境外分支机构开户见证业务。</p> <p>银行代理境外分支机构开户见证业务的客户主体仅限于已取得国外（境外）长期签证（连续居住三个月以上）的境内居民个人，汇款用途按有关个人外汇管理规定审核真实性。</p> <p>若开办代理境外其他银行开户见证业务，应先取得银行保险业监督管理部门同意；如取得其同意，办理开户见证业务应遵守本条第二款的规定。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 外币现钞业务</b></p>	<p>第 75 条 銀行は個人外貨刷新業務を実施する前に、業務フロー・内部管理制度の要求・リスク防止コントロール措置などを書面にて国家外貨管理局に告知しなければならない。</p> <p>第 76 条 下記の状況を除き、銀行は、個人両替データを個人外貨業務システム（以下、個人システム）に登録しなければならない：</p> <p>（一）外貨両替代理機構で発生した両替；</p> <p>（二）銀行窓口を通じた端数の人民元転・繰越利息の人民元転などの 100 米ドル相当以下（100 米ドルを含む）の人民元転；</p> <p>（三）外貨カード（国内カードおよび国外カードを含む）による国内消費の人民元転；</p> <p>（四）国外カードの ATM 使用を通じた人民元現金引出；</p> <p>（五）国内カードを国外において使用した後の外貨転による返済；</p> <p>（六）セルフ両替機を通じて行った個人の外貨現金から人民元現金への単一方向の両替。</p> <p>第 77 条 銀行は、当該銀行のデータクオリティ管理メカニズムを構築し、取り扱った個人両替および外貨現金預入・引出業務の全データをいずれもリアルタイム・一件毎に個人システムに正確に送信・報告されるようにしなければならない。支払機構を通じて行われた個人両替業務データは、規定の期限に従い個人システムに正確に送信・報告しなければならない。</p> <p>第 78 条 銀行は、個人システムの使用中に知りえた個人情報に対して厳格な秘密保持を行い、個人のプライバシーを漏洩および侵害してはならない。</p> <p>第 79 条 銀行は、国外分支機構を代理して口座開設・エビデンス審査業務を取り扱うことができる。</p> <p>銀行が国外分支機構の口座開設・エビデンス審査業務を代理する顧客主体は、国外（域外）の長期ビザ（3 ヶ月以上連続して居住）をすでに取得している国内居住者個人に限り、送金の使途は関連個人外貨管理規定に基づき真实性を審査する。</p> <p>国外のその他の銀行の口座開設・エビデンス審査の代理業務を開始する場合、先に銀行保険業監督管理部門の同意を取得しなければならない；同意を取得し、口座開設・エビデンス審査を行う場合、本条第二項の規定を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 外貨現金業務</b></p>
---	--

第五章 保险机构经常项目外汇业务

第六章 支付机构外汇业务

第七章 其他经常项目外汇业务

第十五节 贸易外汇收支便利化试点

第一百四十一条 经国家外汇管理局备案后，外汇分局可在辖内开展贸易外汇收支便利化试点。试点地区银行按所在地外汇分局有关规定备案后，作为贸易外汇收支便利化试点银行（以下简称试点银行），可对本行推荐的企业开展贸易外汇收支便利化试点。

试点银行应审慎落实展业原则，审核贸易外汇收支的真实性、合规性和合理性。适用贸易外汇收支便利化试点业务的企业（以下简称试点企业）应确保贸易外汇收支具有真实、合法的交易基础，不得虚构贸易背景办理外汇收支业务。

试点银行为试点企业办理试点业务的涉外收付款申报时，应在交易附言应注明“贸易便利试点”字样。

第一百四十二条 试点银行在确保交易真实、合法，符合合理性和逻辑性的基础上，可为本行试点企业实施下列便利化措施：

（一）优化单证审核。银行按照展业原则为试点企业办理贸易外汇收支业务，对于资金性质不明确的业务，银行应要求企业提供相关交易单证。对于单笔等值5万美元以上（不含）的服务贸易外汇支出，银行还需核验服务贸易等项目对外支付纸质或电子税务备案表，税务部门免予备案的除外。退汇及离岸转手买卖业务根据现行法规要求审核；

（二）货物贸易超期限等特殊退汇业务免于事前登记。试点企业单笔等值5万美元以上（含）的退汇日期与原收、付款日期间隔在180天以上（不含）或由于特殊情况无法原路退汇的，可在银行直接办理，免于到外汇局办理登记手续；

第五章 保険機構經常項目外貨業務

第六章 支払機構外貨業務

（第四章～第六章 仮訳省略）

第七章 その他經常項目外貨業務

第十五節 貿易外貨受払利便化試行

第141条 国家外管局への備案後、外管局分局は、管轄内において貿易外貨受払利便化試行を行うことができる。試行地区の銀行は、所在地の外管局分局の関連規定に基づき備案後、貿易外貨受払利便化試行銀行として（以下、試行銀行）、当該銀行が推薦する企業のために貿易外貨受払利便化試行を行うことができる。

試行銀行は、実施原則を慎重に実行し、貿易外貨受払の真実性・コンプライアンス性および合理性を審査しなければならない。貿易外貨受払利便化試行業務を適用する企業（以下、試行企業）は、貿易外貨受払が真実・合法的な取引の基礎を備えていることを保証しなければならない、貿易背景を捏造して外貨受払業務を行ってはならない。

試行銀行が試行企業のために取り扱った試行業務の対外受払申告の際は、取引付記に「貿易利便化試行」との文言を明記しなければならない。

第142条 試行銀行は、取引の真実性・合法性を保証し、合理性および論理性に合致していることを基礎として、当該銀行の試行企業のために下記の利便化措置を実施することができる：

（一）エビデンス審査の合理化。銀行は、実施原則に基づき、試行企業のために貿易外貨受払業務を取り扱い、資金の性質が不明確な業務について、銀行は、企業に関連エビデンスを提供するよう要求しなければならない。一件当たり5万米ドル相当以上（5万米ドルを含まない）のサービス貿易外貨送金について、銀行は、サービス貿易などの項目の対外支払の紙ベースあるいは電子版の税務備案表も審査しなければならないが、税務部門が備案を免除する場合は除く。返金およびオフショア転売に係る売買業務は、現行の法規の要求に基づき審査する；

（二）貨物貿易の期限超過などの特殊返金業務の事前登記免除。試行企業の一件当たり5万米相当ドル以上（5万米ドルを含む）の返金日と元の受取・支払日との間隔が180日以上（180日を含まない）あるいは特殊な事情により元のルートで返金することができない場合、銀行において直接

(三) 货物贸易对外付汇时免于办理进口报关单核验手续。银行能确认试点企业货物贸易付汇业务真实合法的,可免于办理进口报关电子信息核验手续;

(四) 经所在地外汇分局备案的其他贸易外汇收支便利化措施。

## 第十六节 跨国公司经常项目外汇业务

第一百四十三条 经备案的跨国公司可根据经营需要,通过主办企业办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算业务。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

境内成员企业按照规定,需凭《登记表》办理的业务,以及主办企业、境内成员企业的离岸转手买卖业务,原则上不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算,应按现行规定办理。

本指引所称经常项目资金集中收付,是指主办企业通过国内资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目收支。轧差净额结算,是指主办企业通过国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目下应收应付资金,合并一定时期内收付交易为单笔交易的操作方式。

第一百四十四条 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇,包括集中收付和轧差净额结算等,由银行按照展业原则办理相关手续。

对于资金性质不明确的,银行应要求主办企业提供相关单证,服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交纸质或电子税务备案表。

第一百四十五条 主办企业申请办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算的,所在地外汇局在为其出具备案通知书时,应按规定办理货物贸易外汇业务登记手续。

第一百四十六条 主办企业及境内成员企业应按货物贸易外汇管理规定,及时、准确地通过外贸系统(企业端)进行贸易信贷、贸易融资等业务报

取り扱うことができ、外管局における登記手続の実施を免除する;

(三) 貨物貿易對外支払時の輸入通関申告書検査手続の免除。銀行は、試行企業の貨物貿易外貨支払業務の真实性・合法性が確認可能な場合、輸入通関申告書の電子情報検査手続の実施を免除することができる;

(四) 所在地の外管局分局への備案を経たその他貿易外貨受払利便化措置。

## 第十六節 多国籍企業經常項目外貨業務

第143条 備案を経た多国籍企業は、経営ニーズに基づき、主幹企業を通じて經常項目資金集中受払あるいはネットィング業務を行うことができる。原則、毎月のネットィングは1回を下回ってはならない。

国内メンバー企業の規定に基づき、《登记表》により行う必要がある業務、および主幹企業・国内メンバー企業のオフショア転売に係る売買業務は、原則、經常項目資金集中受払およびネットィングに加えてはならず、現行の規定に基づき行わなければならない。

本ガイドでいう經常項目資金集中受払とは、主幹企業が国内資金主口座を通じて国内メンバー企業を代理し集中して經常項目受払を行うことを指す。ネットィングとは、主幹企業が国内資金主口座を通じてその国内外メンバー企業の經常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して1件の取引とするオペレーション方式を指す。

第144条 国内資金主口座における国外との經常項目受払および人民元転・外貨転には、集中受払およびネットィングなどを含み、銀行が実施原則に基づき関連手続を取り扱う。

資金の性質が不明確な場合、銀行は、主幹企業に関連エビデンスを提出するよう要求しなければならない。サービス貿易などの項目の對外支払は、引き続き規定に基づき紙ベースあるいは電子版の税務備案表を提出する必要がある。

第145条 主幹企業が經常項目資金集中受払およびネットィングを申請する場合、所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、規定に基づき貨物貿易外貨業務登記手続を行わなければならない。

第146条 主幹企業および国内メンバー企業は、貨物貿易外貨管理規定に基づき、適時・正確に貨物貿易システム(企業版)を通じて貿易与信・貿



告。

### 第十七节 捐赠外汇业务

第一百四十七条 境内机构捐赠外汇收支应遵守我国法律法规及其他相关管理规定，不得违背社会公德，不得损害公共利益和其他公民的合法权益。

本指引所称捐赠外汇收支，是指境内机构与境外机构、境内机构与境外个人之间无偿赠与及援助合法外汇资金的行为。

银行自身的捐赠外汇收支按照本指引境内机构捐赠外汇收支相关规定办理。

第一百四十八条 境内机构应通过捐赠外汇账户办理捐赠外汇收支。银行应为境内机构开立捐赠外汇账户，并纳入外汇账户管理信息系统管理。

捐赠外汇账户的开立、使用、变更、关闭按照经常项目外汇账户管理相关规定办理。收入范围为从境外汇入的捐赠外汇资金、从同名经常项目外汇账户或购汇划入的捐赠外汇资金；支出范围为按捐赠协议约定的支出及其他捐赠支出。

境外非政府组织境内代表机构捐赠外汇账户收支范围为境外非政府组织总部拨付的捐赠项目外汇资金，及其在境内的合法支出。

境内企业接受或向境外营利性机构或境外个人捐赠，其捐赠外汇账户的开立、使用、变更、关闭按照资本项目外汇账户管理相关规定办理。

第一百四十九条 境内企业接受或向境外非营利性机构捐赠，应凭下列材料在银行办理：

(一) 申请书：应如实承诺其捐赠行为不违反国家相关禁止性规定，已按照国家相关规定办理审批备案等手续，与其发生捐赠外汇收支的境外机构为非营利性机构，境内企业将严格按照捐赠协议使用资金，并承担由此产生的法律责任；

(二) 营业执照复印件；

(三) 列明资金用途的捐赠协议；

(四) 境外非营利性机构在境外依法登记成立的文件；

易融資などの業務報告を行わなければならない。

### 第十七節 寄付外貨業務

第 147 条 国内機構の寄付外貨受払は、我が国の法律・法規およびその他関連管理規定を遵守しなければならない。社会的公衆道徳に違反してはならず、公共利益およびその他公民の合法的權益を損害してはならない。

本ガイドでいう寄付外貨受払とは、国内機構と国外機構・国内機構と国内個人との間の合法的な外貨資金を無償で贈与および援助する行為を指す。

銀行自身の寄付外貨受払は、本ガイドの国内機構の寄付外貨受払関連規定に基づき行う。

第 148 条 国内機構は、寄付外貨口座を通じて寄付外貨受払を行わなければならない。銀行は、国内機構のために寄付外貨口座を開設し、併せて外貨口座管理情報システムに組み入れて管理しなければならない。

寄付外貨口座の開設・使用・変更・閉鎖は、經常項目外貨口座の管理関連規定に基づき取り扱う。入金範囲は、国外から外貨で入金される寄付外貨資金・同名義の經常項目外貨口座からあるいは外貨転して振替入金される寄付外貨資金とする；出金範囲は、寄付協議書に約定する支出およびその他寄付に係る支出とする。

国外非政府組織の国内代表機構の寄付外貨口座の入出金範囲は、国外非政府組織本部が分割して支払う寄付項目外貨資金、および当該組織の国内における合法的支出とする。

国内企業が受け取るあるいは国外営利性機構あるいは国外個人への寄付について、その寄付外貨口座の開設・使用・変更・閉鎖は、資本項目外貨口座管理の関連規定に基づき取り扱う。

第 149 条 国内企業が受け取るあるいは国外非営利性機構への寄付は、下記の資料により銀行において行う：

(一) 申請書：その寄付行為が国家関連禁止規定に違反しておらず、国家関連規定に基づき審査批准・備案などの手続きをすでに実施しており、寄付外貨受払が発生する国外機構は非営利性機構であり、国内企業は寄付協議書に厳格に従い資金を使用することが事実であることを承諾し、かつこれにより生じる法的責任を負わなければならない；

(二) 營業許可証写し；

(三) 資金使途が明記された寄付協議書；

(四) 国外非営利性機構が国外において法に基づき登記・成立したことに關する文書；

<p>(五) 在上述材料无法充分证明交易真实性时, 银行要求提供的其他材料。</p> <p>境内企业接受或向境外营利性机构、境外个人捐赠, 按照跨境投资、对外债权债务有关规定办理。</p> <p>第一百五十条 县级以上(含)国家机关、根据有关规定不登记和免于社团登记的部分团体接受或向境外捐赠, 应凭申请书在银行办理外汇收支手续。</p> <p>第一百五十一条 境外非政府组织境内代表机构凭申请书、境外非政府组织总部与境内受赠方之间的捐赠协议在银行办理外汇入账手续。</p> <p>第一百五十二条 除本指引第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条规定之外的其他境内机构办理捐赠外汇收支, 应凭下列材料在银行办理:</p> <p>(一) 申请书: 应如实承诺该捐赠行为不违反国家相关禁止性规定, 已按照国家相关规定办理审批备案等手续, 并承担由此产生的法律责任;</p> <p>(二) 有关管理部门颁发的登记证书复印件;</p> <p>(三) 列明用途的捐赠协议。</p> <p><b>第十八节 免税商品外汇业务</b></p> <p>第一百五十三条 销售免税商品可以外币或人民币标价和结算。</p> <p>销售免税商品以外币和人民币标价、结算时, 应符合人民币汇率管理有关规定。</p> <p>第一百五十四条 免税商品经营单位、免税商店可按规定开立经常项目外汇账户。</p> <p>免税商品经营单位经常项目外汇账户的收入范围为经营免税商品的外汇收入及其从属费用, 各免税商店划入的外汇收入等经常项下外汇收入; 支出范围为支付购进海关总署核准经营的境内、外商品的货款及其从属费用等经常项下外汇支出, 经核准的资本项下外汇支出。</p>	<p>(五) 上述の資料において取引の真実性を十分に証明することができない場合に、銀行が提出を要求するその他資料。</p> <p>国内企業が受け取るあるいは国外営利性機構あるいは国外個人への寄付は、クロスボーダー投資・対外債権債務の関連規定に基づき行う。</p> <p>第 150 条 県級以上(県級を含む)の国家機関・関連規定に基づき登記しないおよび社团登記が免除される一部団体が受け取るあるいは国外への寄付は、申請書により銀行において外貨受払手続きを行わなければならない。</p> <p>第 151 条 国外非政府組織の国内代表機構は、申請書・国外非政府組織本部と国内寄付受取側との間の寄付協議書により銀行において外貨入金手続を行う。</p> <p>第 152 条 本ガイド第 149 条・第 150 条・第 151 条の規定以外のその他国内機構が寄付外貨受払を行う場合、下記の資料により銀行において行わなければならない:</p> <p>(一) 申請書: その寄付行為が国家関連禁止規定に違反しておらず、国家関連規定に基づき審査批准・備案などの手続きをすでに実施していることが事実であることを承諾し、かつこれにより生じる法的責任を負わなければならない;</p> <p>(二) 関連管理部門が発行した登記証書写し;</p> <p>(三) 使途が明記された寄付協議書。</p> <p><b>第十八節 免税商品外貨業務</b></p> <p>第 153 条 免税商品を販売する場合、外貨あるいは人民币により価格を表示および決済することができる。</p> <p>免税商品を販売する際に外貨および人民币により価格を表示・決済する場合、人民币為替レート管理の関連規定に合致していないといけない。</p> <p>第 154 条 免税商品経営単位・免税店は、規定に基づき經常項目外貨口座を開設することができる。</p> <p>免税商品経営単位の經常項目外貨口座の入金範囲は、免税商品経営の外貨収入およびそれに従属する費用、各免税店が振替入金する外貨収入などの經常項目における外貨収入とする; 出金範囲は、税関総署が経営を認可した国内・国外商品仕入に係る代金支払およびそれに従属する費用などの經常項目における外貨支出、認可を受けた資</p>
--	---

免税商店经常项目外汇账户的收入范围为销售免税商品的外汇收入及其从属费用等经常项下外汇收入；支出范围为向经营单位支付的进口货款及其从属费用等经常项下外汇支出，经核准的资本项下外汇支出。

第一百五十五条 免税商品经营单位应按规定办理进口购付汇手续。

免税商店向免税商品经营单位支付进口货款及其从属费用时，可以外币结算，也可以人民币结算。

免税商品经营单位和免税商店销售免税商品收入的外币现钞，可以存入其经常项目外汇账户。除因资金周转需要保留适当规模的库存找零备用金外，免税商品经营单位和免税商店不得留存大量外币现钞。

第一百五十六条 本指引所称免税商品，是指免税商品经营单位、免税商店按照海关总署核准的经营品种，向海关总署规定的特定对象销售的进口及国产商品，包括免税品和免税外汇商品。

免税商品经营单位是指经国务院或者其授权部门核准，具备开展免税商品业务经营资格的企业。

免税商店是指经海关总署核准，由免税商品经营单位在指定地点设立的销售免税商品的企业。

对同时具有免税商品经营单位和免税商店功能的免税商品企业，参照本指引免税商品经营单位和免税商店规定办理外汇收支业务。

### 第十九节 驻华机构外汇业务

第一百五十七条 外国驻华外交机构开立的经常项目外汇账户，可用于在境内以外币支付驻华外交机构内部外交人员的境内工资，支付时可直接划转至外交人员的境内个人外汇账户，或提取外币现钞后支付。外国驻华外交机构应向银行提供工资清单，银行审核真实性、合法性后为其办理相关手续。

驻华机构向境内机构支付房租、运费、租赁费、

本項目における外貨支出とする。

免税店の經常項目外貨口座の入金範囲は、免税商品販売の外貨収入およびそれに従属する費用などの經常項目における外貨収入とする；出金範囲は、經營單位に支払う輸入貨物代金およびそれに従属する費用などの經常項目における外貨支出、認可を受けた資本項目における外貨支出とする。

第 155 条 免税商品經營單位は、規定に基づき輸入に係る外貨転・支払手続きを行わなければならない。

免税店が免税商品經營單位に支払う輸入貨物代金およびそれに従属する費用を支払う場合、外貨により決済することも、人民元により決済することもできる。

免税商品經營單位および免税店の免税商品販売収入の外貨現金は、その經常項目外貨口座に預け入れることができる。資金繰りのための適当な規模の在庫・釣銭を留保するための運転資金を除き、免税商品經營單位および免税店は、大量の外貨現金を留保してはならない。

第 156 条 本ガイドでいう免税商品とは、免税商品經營單位および免税店の税関総署の認可を受けて經營のための商品品種、税関総署の規定する特定対象に販売する輸入および国産商品を指し、免税品および免税外貨商品を含む。

免税商品經營單位とは、国务院あるいは国务院が授權する部門の認可を経て、免税商品業務を実施する經營資格を有する企業を指す。

免税店とは、税関総署の認可を経て、免税商品經營單位が規定の地点において設立する免税商品を販売する企業を指す。

免税商品經營單位および免税店の機能を同時に有する免税商品企業は、本ガイドの免税商品經營單位および免税店の規定を参照して外貨受払業務を行う。

### 第十九節 中国駐在機關外貨業務

第 157 条 外国の中国駐在機構が開設する經常項目外貨口座は、国内において外貨支払により中国駐在外交機關内部の外交官の国内賃金に使用することができ、支払時は、外交官の国内個人外貨口座に直接振り替える、あるいは外貨現金の引出後に支払うことができる。外国の中国駐在外交機關は、銀行に賃金の明細書を提出しなければならない、銀行は、真実性・合法性の審査後に当該機關のために関連手続きを取り扱う。

中国駐在機關が国内機構に家賃・運送費・賃貸



保险费、学费等，除另有特殊规定外，应使用人民币结算。

第一百五十八条 外国驻华外交机构与其派驻境内的领事机构之间可以办理境内外汇划转，外国驻华外交机构应向银行提供与收款机构的关系书面说明，银行审核真实性、合法性后为其办理外汇划转手续。

第一百五十九条 外国驻华外交机构、领事机构外交人员和国际组织驻华代表机构人员办理个人购汇、结汇、外币现钞存入、外币现钞提取业务，凭《外交人员证》《行政技术人员证》《国际组织人员证》等材料直接在银行办理，购汇、结汇、外币现钞存取及时纳入个人系统，不占用个人年度便利化额度。银行办理相关业务时，应备注“享有外交豁免待遇人员”。

第一百六十条 驻华机构特殊机构代码赋码按照《国家外汇管理局 国家质量监督检验检疫总局关于修订印发〈特殊机构代码赋码业务操作规程〉的通知》（汇发〔2014〕60号）有关规定办理。

## 第二十节 收入存放境外登记

第一百六十一条 境内机构可根据经营需要自行保留其经常项目外汇收入。

境内机构将货物贸易出口收入或服务贸易外汇收入存放境外（以下简称存放境外），应开立用于存放境外的境外外汇账户（以下简称境外账户）。

第一百六十二条 存放境外应具备下列条件：

（一）货物出口收入或服务贸易外汇收入来源真实合法，且在境外有符合相关规定的支付需求；

（二）近两年无违反外汇管理规定行为。

符合上述条件的境内企业集团，可由集团总部或指定一家参与存放境外业务的境内成员公司作为主办企业，负责对所有参与存放境外业务的其他境内成员公司的存放境外收入实行集中收付。

料・保険料・学費などを支払う場合、別途特殊な規定がある場合を除き、人民元を使用して決済しなければならない。

第 158 条 外国の中国駐在外交機関とこれが派遣駐在させる国内領事機関との間で取扱可能な国内外貨振替について、外国の中国駐在外交機関は、銀行に受取機構との関係についての書面説明を提出しなければならない。銀行は、真实性・合法性の審査後に当該機関のために外貨振替手続きを取り扱う。

第 159 条 外国の中国駐在外交機関・領事機関の外交官および国際組織の中国駐在代表機構の職員が個人外貨転・人民元転・外貨現金の預入・外貨現金の引出業務を行う場合、《外交官証》《行政技術者証》《国際組織職員証》などの資料により銀行において直接行い、外貨転・人民元転・外貨現金の預入・引出時に、速やかに個人システムに組み入れ、個人の年間利便化限度額を占用しないものとする。銀行は、関連業務を取り扱う際、「外交免除待遇享受人員」と明記しなければならない。

第 160 条 中国駐在機関の特殊機構コードの番号付与は、《国家外貨管理局 国家品質監督検査検疫総局：〈特殊機構コードの番号付与業務オペレーション規程〉改定・印刷公布に関する通知》（匯發[2014]60号）の関連規定に基づき取り扱う。

## 第二十節 收入国外預入登記

第 161 条 国内機構は、経営ニーズに基づきその經常項目外貨収入を自ら留保することができる。

国内機構は、貨物貿易輸出収入あるいはサービス貿易外貨収入を国外に預け入れる場合（以下、国外預入）、国外預入に用いる国外外貨口座（以下、国外口座）を開設しなければならない。

第 162 条 国外預入は、下記の条件を備えていなければならない：

（一）貨物輸出収入あるいはサービス貿易外貨収入の原資が真実かつ合法的であり、かつ国外において関連規定の支払ニーズに合致している；

（二）直近 2 年に外貨管理規定違反行為がない。

上述の条件に合致する国内企業グループは、グループ本部あるいは国外預入業務に参加する国内メンバー企業一社を指定して主幹企業となり、すべての国外預入業務に参加するその他メンバー企業の国外預入収入に対して集中受払を実行

本指引所称境内企业集团，是指在中华人民共和国境内依法登记，以资本为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的企业法人联合体（不含金融机构）。

第一百六十三条 境内机构开立境外账户，应凭下列材料到所在地外汇局办理境外开户登记：

（一）法定代表人或其授权人签字并加盖企业公章的书面申请，申请书内容包括但不限于：基本情况、业务开展情况、拟开户银行、使用期限、根据实际需要申请的存放境外资金规模等；

（二）货物贸易出口收入存放境外企业还需提供《出口收入存放境外登记表》（见附9）。

境内企业集团实行集中收付的，应由主办企业到所在地外汇局办理境外开户登记手续。

所在地外汇局办理开户登记时，应确定企业存放境外规模。企业提高存放境外规模、境内企业集团调整参与成员公司的，应持书面申请书向所在地外汇局申请变更登记。

第一百六十四条 境外账户的收入范围为货物贸易出口收入，服务贸易收入，账户资金孳息以及符合外汇局规定的其他收入；支出范围为货物贸易支出，服务贸易支出，与境外账户相关的境外银行费用支出，经外汇局核准或登记的资本项目支出，资金调回境内，以及符合外汇局规定的其他支出。

承包工程企业经所在地外汇局登记，可在境外开立资金集中管理账户。境外资金集中管理账户的收入范围为从境外业主或境内划入有关工程款，以及从同一主体开立的境外同一国家（或地区）其他承包工程项目账户划入资金；支出范围为向境内调回工程款、有关境外工程款支出，以及向同一主体开立的境外同一国家（或地区）其他承包工程项目账户划转资金。

境外账户的收支应具有真实、合法的交易基础，符合中国及开户行所在国家（或地区）相关法律规定。

することができる。

本ガイドでいう国内企業グループとは、中華人民共和国国内において法に基づき登記し、資本を紐帯として、親会社・子会社およびその他メンバー企業あるいは機構が共同で組成する企業法人連合体を指す（金融機関を含まない）。

第163条 国内機構は、国外口座を開設する場合、下記の資料により所在地の外管局において国外口座開設登記を行わなければならない：

（一）法定代表者あるいはその授権者が署名かつ会社公章印を押捺した書面申請、申請書の内容は下記を含むがこれに限らない：基本状況・業務実施状況・口座開設予定の銀行・使用期限・実際のニーズに基づき申請する国外預入資金の規模など；

（二）貨物貿易輸出収入の国外預入を行う企業は、さらに《輸出収入国外預入登记表》（添付9参照）も提出する必要がある。

国内企業グループが集中受払を実行する場合、主幹企業が所在地の外管局において国外口座開設登記手続きを行わなければならない。

所在地の外管局は、口座開設登記を行う場合、企業の国外預入規模を確定しなければならない。企業が国外預入規模を引き上げる・国内企業グループがメンバー企業を調整する場合、書面の申請書を持参のうえ所在地の外管局に変更登記を申請しなければならない。

第164条 国外口座の入金範囲は、貨物貿易輸出収入、サービス貿易収入、口座資金の利息および外管局の規定に合致するその他収入とする；出金範囲は、貨物貿易支出、サービス貿易支出、国外口座に関連する国外銀行費用の支出、外管局の認可あるいは登記を経た資本項目支出、国内への資金回収、および外管局の規定に合致するその他支出とする。

工事請負企業は、所在地の外管局における登記を経て、国外において資金集中管理口座を開設することができる。国外資金集中管理口座の入金範囲は、国外業主あるいは国内から振替入金する関連工事代金、および同一主体が開設した国外同一国家（あるいは地区）のその他工事請負項目の口座から振替入金する資金とする；出金範囲は、国内回収のための工事代金・関連国外工事代金の支出、および同一主体が開設した国外の同一国家（あるいは地区）のその他工事請負項目の口座への振替資金とする。

国外口座の受払は、真実・合法的な取引の基礎を備えており、中国および口座開設銀行の所在国（あるいは地区）の関連法律の規定に合致してい

<p>第一百六十五条 境内机构开立境外账户后，应在开户后 10 个工作日内将开户银行、境外账户账号、账户币种等信息报所在地外汇局备案。</p> <p>境外开户银行代码或名称、境外开户银行地址等境外账户信息发生变更的，应在获知相关信息之日起 10 个工作日内将变更信息向所在地外汇局报告。境内机构关闭境外账户的，应自关户之日起 10 个工作日内持境外开户行的销户通知书向所在地外汇局报告，账户内资金余额调回境内。</p> <p>境内机构应在每月初 5 个工作日内如实向所在地外汇局报告境外账户收支余信息。</p> <p>第一百六十六条 境内机构应按本指引规定通过货贸系统向所在地外汇局报送用于货物贸易出口收入存放境外的境外账户相关信息，包括境外账户开户、变更、关户、账户收支余等。</p> <p>境内机构应按本指引规定以书面形式将用于服务贸易境外账户的开户、变更、关户、账户收支余等信息，报所在地外汇局备案。境内企业集团存放境外，应由主办企业报送相关信息。</p> <p>存放境外资金运用出现重大损失的，境内机构应及时报告所在地外汇局。</p> <p>第一百六十七条 境内机构年度累计存放境外资金不得超出已登记的存放境外规模。</p> <p>境内机构可根据自身经营需要确定存放境外期限，或将存放境外资金调回境内。</p> <p>境内机构存在违法违规行为的，外汇局可责令其调回账户资金余额。</p> <p>第一百六十八条 境内企业集团实行集中收付的，应做好成员公司债权债务的管理及相应的会计记账工作，清晰区分各成员公司的债权债务关系及金额。境内企业集团存放境外的货物贸易出口收入或服务贸易外汇收入调回境内的，应按照资金归属情况相应划入成员公司的境内经常项目外汇结算</p>	<p>なければならない。</p> <p>第 165 条 国内機構は、国外口座の開設後、口座開設後 10 営業日以内に口座開設銀行・国外口座の口座番号・口座の通貨種類などの情報を所在地の外管局に備案しなければならない。</p> <p>国外口座開設銀行のコードあるいは名称・国外口座開設銀行の住所などの国外口座情報に変更が生じた場合、関連情報を知った日より 10 営業日以内に変更情報を所在地の外管局に報告しなければならない。国内機構が国外口座を閉鎖した場合、口座閉鎖日より 10 営業日以内に国外口座開設銀行の口座閉鎖通知書を持参のうえ所在地の外管局に報告し、口座内の資金残高を国内に回収しなければならない。</p> <p>国内機構は、毎月 5 営業日までに事実通りに所在地の外管局に国外口座の受払・残高情報を報告しなければならない。</p> <p>第 166 条 国内機構は、本ガイドの規定に基づき貨物貿易システムを通じて所在地の外管局に、貨物貿易輸出収入国外預入に用いる国外口座関連情報を送信・報告しなければならない。これには国外口座の開設・変更・閉鎖・口座受払および残高などの情報を含む。</p> <p>国内機構は、本ガイドの規定に基づき書面の形式によりサービス貿易に用いる国外口座の開設・変更・閉鎖・口座受払残高などの情報を、所在地の外管局に報告・備案しなければならない。国内企業グループが国外に預け入れる場合、主幹企業が関連情報を送信・申告しなければならない。</p> <p>国外預入資金の運用に重大な損失が発生した場合、国内機構は、速やかに所在地の外管局に報告しなければならない。</p> <p>第 167 条 国内機構の年度累計の国外預入資金は、登記済の国外預入規模を超過してはならない。</p> <p>国内機構は、自身の経営ニーズに基づき国外預入期限を確定、あるいは国外預入資金を国内に回収することができる。</p> <p>国内機構に法律・規定違反行為がある場合、外管局は、当該機構に口座資金残高を回収するよう命じることができる。</p> <p>第 168 条 国内企業グループが集中受払を実行する場合、メンバー企業の債権債務の管理および相応する会計記帳業務を適切に行い、各メンバー企業の債権債務関係および金額を明瞭に区分しなければならない。国内企業グループが国外に預け入れた貨物貿易輸出収入あるいはサービス貿</p>
--	--



账户。如企业集团实行境内资金集中管理，其境外账户资金调回可进入该企业集团境内资金集中管理账户。

### 第二十一节 电子单证业务

第一百六十九条 银行按照展业原则和本指引规定，为境内机构办理经常项目外汇收支业务时，可以审核纸质单证，也可以审核电子单证。

本指引所称电子单证，是指境内机构提供的符合现行法律法规规定，且被银行认可并可以留存的电子形式的合同、发票、报关单、运输单据等有效凭证和商业单据，其形式包括系统自动生成的电子单证、纸质单证电子扫描件等。

第一百七十条 银行以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务，应具备下列条件：

(一) 上一年度银行外汇业务合规与审慎经营评估为 B 类及以上（不含 B-）；银行未直接参与评估的，应以其上一级参与评估分行的评估等级为准；

(二) 具有完善的风险防范内控制度；

(三) 具备接收、储存电子单证的技术平台或手段，且相关技术能够保证传输、储存电子单证的完整性、安全性。

银行应根据风险程度，确定以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务的条件和要求，按照展业原则，自主审慎选择进行电子单证审核的企业，确认收支的真实性、合规性。

第一百七十一条 银行以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务，应符合但不限于下列要求：

(一) 按规定对企业提交电子单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审核，对离岸转手

易外货收入在国内回收的情况、资金的归属状况に基づきメンバー企業の国内経常項目外貨決済口座に相応して振替入金する。企業グループが国内資金集中管理を実行する場合、その国外口座の資金は、当該企業グループの国内資金集中管理口座に入金することができる。

### 第二十一節 電子エビデンス業務

第 169 条 銀行は、実施原則および本ガイドの規定に基づき、国内機構のために経常項目外貨受払業務を取り扱う場合、紙ベースのエビデンスを審査することも、電子エビデンスを審査することもできる。

本ガイドでいう電子エビデンスとは、国内機構が提供する現行の法律・法規の規定に合致し、かつ銀行が認可する保存可能な電子形式の契約書・インボイス・通関申告書・輸送証書などの有効な証憑および商業証書を指し、その形式にはシステムから自動的に生成される電子エビデンス・紙ベースのエビデンスのスキャン文書などを含む。

第 170 条 銀行が電子エビデンス審査方式により貨物貿易外貨受払業務を取り扱う場合、下記の条件を備えていなければならない：

(一) 前年度の銀行外貨業務コンプライアンスおよびプルーデンス経営評価が B 類及びそれ以上（B-を含めない）である；銀行が直接評価に参加していない場合、その一級上の審査に参加した支店の評価等級を基準とする；

(二) 完全なリスク防止の内部統制制度を有している；

(三) 電子エビデンス受領・保存の技術的プラットフォームあるいは手段を備え、かつ関連技術が電子エビデンスの伝送・保存の完全性・安全性を保証可能である。

銀行は、リスクの程度に基づき、電子エビデンス審査方式により貨物貿易外貨受払業務を取り扱う条件および要求を確定し、実施原則に基づき、電子エビデンス審査を行う企業を自ら慎重に選別し、受払の真実性・合理性を確認しなければならない。

第 171 条 銀行が電子エビデンス審査方式により貨物貿易外貨受払業務を取り扱う場合、下記の内容に合致していなければならないが、当該要求はこれに限らない：

(一) 規定に基づき企業が提出する電子エビデンスの真実性および当該エビデンスと外貨受払

买卖外汇收支业务审慎审核电子单证；企业提交的电子单证无法证明交易真实合法或与其申请办理的外汇收支不一致的，银行应要求企业提交原始交易单证及其他相关材料；

(二) 应采取必要的技术识别等手段，确认企业提交电子单证的唯一性，避免同一电子单证以及与其相应的纸质单证被重复使用；

(三) 每年不定期抽查企业原始交易单证的真实性及其与相应电子单证的一致性。发现企业提交的电子单证不真实或重复使用电子单证的，应自发现之日起，为其办理业务时停止审核电子单证，并向所在地外汇局报告。

第一百七十二条 企业以提交电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务，应符合但不限于下列要求：

(一) 在经办银行办理外汇收支的合规性和信用记录良好；

(二) 向银行提交的电子单证真实、合法、完整、清晰，与原始交易单证一致，且不得违规重复使用电子单证；

(三) 向银行提交的电子单证无法证明交易真实合法或与其申请办理的外汇收支不一致的，及时按银行要求提交原始交易单证及其他相关证明材料。

第一百七十三条 银行不满足本指引第一百七十条规定条件的，应自不满足条件之日起，自行停止为新企业以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支，直至重新满足条件。

银行违反本指引等货物贸易电子单证外汇管理规定受到行政处罚的，应暂停为新企业以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务1年。

第二十二节 应急业务办理

との一致性について合理的な審査を行い、オフショア転売に係る売買の外貨受払業務に対して電子エビデンスを慎重に審査する；企業が提出した電子エビデンスが取引の真実性・合法性を証明することができないあるいはその手続き申請した外貨受払と一致しない場合、銀行は、企業が取引エビデンス原本およびその他の関連資料を提出するよう要求しなければならない；

(二) 必要な技術的識別などの手段を講じ、企業が提出する電子エビデンスの唯一性を保証し、同一の電子エビデンスおよびそれに相応する紙ベースのエビデンスが重複使用されることを回避しなければならない；

(三) 毎年不定期に企業の取引エビデンス原本の真実性とこれに相応する電子エビデンスとの一致性を抜取検査する。企業が提出した電子エビデンスが真実でないあるいは電子エビデンスの重複使用を発見した場合、発見日より、当該企業のために業務を取り扱う際に電子エビデンス審査を停止し、併せて所在地の外管局に報告しなければならない。

第172条 企業が電子エビデンス提出の方式により貨物貿易外貨受払業務を行う場合、下記の要求に合致していなければならないが、当該要求はこれに限らない：

(一) 取扱銀行における外貨受払のコンプライアンス性および信用記録が良好である；

(二) 銀行に提出する電子エビデンスが真実・合法・完全・明瞭であり、取引エビデンス原本と一致しており、かつ規定に違反して電子エビデンスを重複使用してはならない；

(三) 銀行に提出した電子エビデンスが取引の真実性・合法性を証明することができないあるいは手続き申請した外貨受払と一致しない場合、速やかに銀行の要求に基づき取引エビデンス原本およびその他関連証明資料を提出する。

第173条 銀行が本ガイド170条の規定する条件を充足していない場合、条件を充足しなくなった日より条件を再度充足するまで、新たな企業のための電子エビデンス審査方式による貨物貿易外貨受払の取扱を停止する。

銀行が本ガイドなどの貨物貿易電子エビデンス外貨管理規定に違反して行政処罰を受けた場合、新たな企業のための電子エビデンス審査方式による貨物貿易外貨受払の取扱を暫定的に1年間停止しなければならない。

第二十二節 応急業務取扱

第一百七十四条 当部分地区或全国范围的企业、银行、外汇局出现无法正常通过货贸系统办理业务等突发情况时，由国家外汇管理局发布紧急通知，启动应急业务办理方案。

第一百七十五条 国家外汇管理局启动货物贸易应急业务办理方案，企业、银行、外汇局应按下列要求办理业务：

（一）企业在银行办理货物贸易外汇收支时，应主动将自身的名录信息和分类级别告知银行业务人员，并按照分类管理规定提交相关交易单证；应凭外汇局《登记表》办理的业务，企业应事前到所在地外汇局申请办理《登记表》。应急期间，企业可暂停货物贸易外汇业务报告；

（二）银行办理货物贸易外汇收支时，银行业务人员应主动询问企业名录信息和分类级别，并按照分类管理规定审核企业提交的交易单证；凭《登记表》办理的业务，手工签注纸质《登记表》。对于B类企业货物贸易外汇收支，银行在应急期间暂停电子数据核查。银行办理货物贸易外汇支出的，可待货贸系统恢复正常后，在“报关信息核验”模块进行补操作。

银行应建立应急期间货物贸易外汇收支台账，记录相关企业名称、组织机构代码，由企业经办人员签字确认的企业名录信息和分类级别说明以及相关业务涉及的收支金额、交易单证号码、申报单号码，凭《登记表》办理的还应包括登记表编号；

（三）外汇局办理应急业务时，对于名录登记业务，应按有关规定审核相关材料，待货贸系统恢复正常后进行补登记；对凭《登记表》办理的业务，应认真审核企业提交的交易单证，并向其签发纸质《登记表》。应急期间，外汇局暂停为企业现场办理货物贸易外汇业务报告，并可暂停非现场监测、现场核查、分类管理以及核定B类企业电子数据核查额度等工作。

第174条 一部地区あるいは全国範囲の企業・銀行・外管局に貨物貿易システムを通じた業務が実施できないなどの突発的な状況が発生した場合、国家外貨管理局は緊急通知を公布し、応急業務実施方案を始動する。

第175条 国家外貨管理局が応急業務実施方案を始動した場合、企業・銀行・外管局は下記の要求に基づき業務を行わなければならない：

（一）企業が銀行において貨物貿易外貨受払を行う場合、自社のリスト情報および分類等級を銀行の職員に自主的に伝え、併せて分類管理規定に基づき関連取引エビデンスを提出しなければならない；外管局の《登记表》により行う必要がある業務の場合、企業は、事前に所在地の外管局において《登记表》の手続きを申請しなければならない。緊急事態期間については、企業は貨物貿易外貨業務報告を暫時停止することができる；

（二）銀行が貨物貿易外貨受払を取り扱う場合、銀行の職員は、企業にリスト情報および分類等級を自発的に質問し、併せて分類管理規定に基づき企業が提出した取引エビデンスを審査しなければならない；《登记表》により行う業務の場合、紙ベースの《登记表》に手書きで記入する。B類企業の貨物貿易外貨受払について、銀行は、緊急事態期間においては電子データ検査を暫時停止しなければならない。銀行が貨物貿易外貨送金を取り扱う場合、貨物貿易システムの復旧を待ち正常になった後に、「通関申告情報審査」モジュールにおいて追加のオペレーションを行うことができる。

銀行は、非常事態期間の貨物貿易外貨受払台帳を構築し、関連企業の名称・組織機構コード、企業の手続者が署名・確認した企業リスト情報および分類等級説明および関連業務に関わる受払金額・取引エビデンスの番号・申告書の番号、《登记表》に基づき取り扱った場合はさらに登記表の番号も含めて記録しなければならない；

（三）外管局が応急業務を取り扱う場合、リスト登記業務は、関連規定に基づき関連資料を審査し、貨物貿易システムの復旧を待ち正常になった後に追加登記を行わなければならない；《登记表》に基づき取り扱う業務の場合、企業が提出した取引エビデンスを真摯に審査し、併せて当該企業に対して紙ベースの《登记表》を発行しなければならない。緊急事態期間において、外管局は、企業のためにオンサイトの貨物貿易外貨業務報告の実施を暫時停止することができ、併せてオフサイトモニタリング・オンサイト検査・分類管理およびB類企業の電子データ検査限度額の査定などの業務も暫時停止することができる。



第一百七十六条 货贸系统恢复正常后, 企业、银行、外汇局按下列要求完成后续工作:

(一) 企业应及时将应急期间应报告未报告的相关业务进行补充报告;

(二) 银行应在系统恢复正常后 48 小时内, 查询货贸系统信息, 核对应急期间业务台账, 发现企业没有如实说明名录和分类状态的, 立即向所在地外汇局报告。

根据应急期间业务台账, 补充签注相应《登记表》, 并相应补充核注 B 类企业的可收汇金额和可付汇金额; 银行需要进行报关信息核验的, 可根据台账补充相应的进口关单核验信息;

(三) 外汇局应在货贸系统恢复正常后 48 小时内, 根据应急期间办理的名录登记、《登记表》业务等资料, 将相关信息补录入货贸系统, 并在货贸系统中执行相关登记、签发操作。对于辖内银行报告的应急期间没有如实说明情况的企业, 外汇局应及时进行现场核查。

第一百七十七条 在个人系统出现全国性系统故障时, 国家外汇管理局将通过国家外汇管理局应用服务平台发布信息, 启动应急业务办理方案。

应急期间, 个人可在银行和个人本外币兑换特许机构柜台正常办理外汇业务。

第一百七十八条 银行应按照下列规定, 审核相关材料, 并保留应急业务办理台账六个月备查:

(一) 对单笔等值 5 万美元以下(含)的个人结汇、购汇及单笔等值 1 万美元以下(含)的外币现钞存取和结汇, 审核个人有效身份证件办理;

(二) 对单笔等值 5 万美元以上(不含)的个人结汇、购汇及单笔等值 1 万美元以上(不含)的外币现钞存入和结汇, 按照真实性审核原则, 审核相关材料; 对单笔等值 1 万美元以上(不含)的外币现钞提取, 审核本人有效身份证件和经外汇局签章的《提取外币现钞备案表》。

第 176 条 貨物貿易システムが復旧し正常になった後、企業・銀行・外管局は、下記の要求に基づき後続業務を完了させる:

(一) 企業は、速やかに緊急事態期間の報告が必要だが報告していない関連業務について追加報告しなければならない;

(二) 銀行は、システムの復旧後 48 時間以内に、貨物貿易システムの情報を照会し、緊急事態期間の業務台帳を照合し、企業が事実通りにリストおよび分類状態を説明していないことを発見した場合、直ちに所在地の外管局に報告しなければならない。

緊急事態期間の業務台帳に基づき、相応する《登記表》を追加で記入し、併せて B 類企業の外貨受取可能額および外貨支払可能額を相応して追加で消し込まなければならない; 銀行が通関申告情報の審査を行う必要がある場合、台帳に基づき相応する輸入通関申告書の審査情報を追加することができる;

(三) 外管局は、貨物貿易システムの復旧後 48 時間以内に、緊急事態期間に取り扱ったリスト登記・《登記表》業務などの資料に基づき、関連情報を貨物貿易システムに追加登録し、併せて貨物貿易システムにおいて関連登記・発行のオペレーションを執行しなければならない。管轄内の銀行が報告した緊急事態期間に事実通りの説明を行わなかった企業に対して、外管局は、速やかにオンサイト検査を行わなければならない。

第 177 条 個人システムに全国的なシステム障害が発生した場合、国家外貨管理局は、国家外貨管理局应用サービスプラットフォームを通じて情報を公布し、応急業務実施方案を始動する。

非常事態期間において、個人は、銀行および個人人民币元外貨両替特許機構の窓口において外貨業務を正常に行うことができる。

第 178 条 銀行は、下記の規定に基づき、関連資料を審査し、併せて応急業務実施台帳を検査に備えて 6 ヶ月保管しなければならない:

(一) 一件当たり 5 万米ドル相当以下(5 万米ドルを含む)個人人民币元転・外貨転および一件当たり 1 万米ドル相当以下(1 万米ドルを含む)の外貨現金預入・引出および人民币元転について、個人の有効な身分証を審査のうえ取り扱う;

(二) 一件当たり 5 万米ドル相当以上(5 万米ドルを含まない)の個人人民币元転・外貨転および一件当たり 1 万米ドル相当以上(1 万米ドルを含まない)の外貨現金預入および人民币元転について、真实性審査の原則に基づき、関連資料を審査する; 一件当たり 1 万米ドル相当以上(1 万米ドルを含まない)の外貨現金引出について、本人の有効な身

<p>第一百七十九条 个人系统恢复正常后 48 小时之内，银行和个人本外币兑换特许机构应完成应急期间业务数据补录。</p> <p>个人系统恢复正常后 72 小时之内，银行和个人本外币兑换特许机构应将补录的笔数、金额及应急期间发现的问题以书面形式报告所在地外汇分局。</p> <p style="text-align: center;"><b>第八节 监测与管理</b></p> <p>第一百八十条 外汇局对经常项目外汇收支进行非现场监测；按照国务院随机抽查监管有关要求，结合非现场监测发现的异常情况，对境内机构和个人进行核查，对银行办理经常项目外汇收支业务的合规性与报送信息的及时性、准确性和完整性实施核查。</p> <p>外汇局对需核查的境内机构、个人和银行，制发《国家外汇管理局 XX 分（支）局核查通知书》（以下简称《核查通知书》，见附 10），实施核查。核查可采取下列一种或多种方式：</p> <p>（一）要求被核查境内机构、个人和银行提交相关材料；</p> <p>（二）约见被核查境内机构法定代表人或其授权人、个人、银行负责人或其授权人；</p> <p>（三）现场查阅、复制被核查境内机构、个人和银行的相关资料；</p> <p>（四）外汇局认为其他必要的核查方式。</p> <p>第一百八十一条 境内机构、个人和银行应按下列规定如实说明情况，提供相关材料，配合外汇局开展核查工作，不得拒绝、阻碍和隐瞒：</p> <p>（一）外汇局要求境内机构、个人和银行提交相关材料的，境内机构、个人和银行应在收到《核查通知书》之日起 10 个工作日内，按要求向外汇局提交材料；</p> <p>（二）外汇局约见被核查境内机构法定代表人或其授权人、个人、银行负责人或其授权人的，上</p>	<p>分証および外管局押印済の《外貨現金引出備案表》を審査する。</p> <p>第 179 条 個人システムの復旧後 48 時間以内に、銀行および個人人民元外貨両替特許機構は、緊急事態期間の業務データの追加登録を完了させなければならない。</p> <p>個人システムの復旧後 72 時間以内に、銀行および個人人民元外貨両替特許機構は、追加登録した件数・金額および緊急事態期間に発見した問題を書面の形式で所在地の外管局に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第八章 モニタリングおよび管理</b></p> <p>第 180 条 外管局は、經常項目外貨受払に対してオフサイトモニタリングを行う；国务院のランダム抽出検査による監督管理関連</p> <p>要求に基づき、オフサイトモニタリングにて発見された異常状況を踏まえて、国内機構および個人に対して検査を行い、銀行による經常項目外貨受払業務取扱のコンプライアンス性および情報報告の適時性・正確性および完全性に対して検査を実施する。</p> <p>外管局は、検査が必要な国内機構・個人および銀行に対して、《国家外貨管理局 XX 分（支）局検査通知書》（以下、《検査通知書》、添付 10 参照）を発行し、検査を実施する。検査は、下記の一種類あるいは複数種類を採ることができる：</p> <p>（一）検査対象の国内機構・個人および銀行に関連資料を提出するよう要求する；</p> <p>（二）検査対象の国内機構の法定代表人あるいはその授權者・個人・銀行の責任者あるいはその授權者と面談する；</p> <p>（三）検査対象の国内機構・個人および銀行の関連資料を現場で査閲・コピーする；</p> <p>（四）外管局が必要と判断するその他の検査方式。</p> <p>第 181 条 国内機構・個人および銀行は、下記の規定に基づき事実通りに状況を説明し、関連資料を提出し、外管局の検査業務の実施に協力しなければならない；拒絶・妨害および隠蔽してはならない：</p> <p>（一）外管局が国内機構・個人および銀行に関連資料を提出するよう要求した場合、国内機構・個人および銀行は、《検査通知書》の受領日より 10 営業日以内に、要求に基づき外管局に資料を提出しなければならない；</p> <p>（二）外管局が検査対象の国内機構の法定代表人あるいはその授權者・個人・銀行の責任者ある</p>
--	---

<p>述人員应在收到《核查通知书》之日起 10 个工作日内，到外汇局说明相关情况；</p> <p>（三）外汇局现场查阅、复制被核查境内机构、个人和银行相关资料的，境内机构、个人和银行应按外汇局要求做好相关准备工作；</p> <p>（四）外汇局采取其他核查方式的，境内机构、个人和银行应按外汇局要求做好相关准备工作。</p> <p>第一百八十二条 银行应配合外汇局对涉嫌规避便利化额度及真实性管理的个人及相关机构的核查，在规定时间内反馈个人系统推送的相关信息。</p> <p>第一百八十三条 外汇局对企业一定期限内的进出口和货物贸易收支进行对比，核查企业货物贸易外汇收支的真实性和合法性。</p> <p>外汇局对边境贸易、海关特殊监管区域内等货物贸易外汇收支实行差异化管理。</p> <p>第一百八十四条 外汇局对银行内部管理制度执行情况以及银行经常项目外汇服务质量进行管理，评估银行内部管理制度、系统技术条件和展业能力，对存在问题的银行，采取风险提示、约谈、情况通报、暂停个人系统接口等方式，督促其加强内部管理和提升服务质量。</p> <p>第一百八十五条 支付机构开展外汇业务依法接受注册地与经营地外汇分局的监管。注册地与经营地外汇分局之间应加强监管协调。</p> <p>外汇分局依法要求支付机构和合作银行报送有关业务资料、对相关事项作出说明，支付机构和合作银行应积极配合，并及时提供相关材料。</p> <p>第一百八十六条 支付机构有下列情形之一的，外汇分局对其实施风险提示、责令整改、调整大额收支交易报告要求等措施：</p>	<p>いはその授権者と面談する場合、上述の人員は、《検査通知書》の受領日より 10 営業日以内に外管局において関連状況を説明しなければならない；</p> <p>（三）外管局が検査対象の国内機構・個人および銀行の関連資料を現場で査閲・コピーする場合、国内機構・個人および銀行は、外管局の要求に基づき関連準備業務を適切に行わなければならない；</p> <p>（四）外管局がその他の検査方式を採用する場合、国内機構・個人および銀行は、外管局の要求に基づき関連準備業務を適切に行わなければならない。</p> <p>第 182 条 銀行は、外管局に協力して利便的限度額および真实性管理回避の嫌疑がかかる個人および関連機構の検査に対して、規定の時間内に個人システムから送信された関連情報をフィードバックしなければならない。</p> <p>第 183 条 外管局は、企業の一定期限内の輸出入および貨物貿易受払を比較し、企業の貨物貿易外貨受払の真实性および合法性を検査する。</p> <p>外管局は、国境貿易・税関特殊監督管理区域などの貨物貿易外貨受払に対して差別化された管理を実行する。</p> <p>第 184 条 外管局は、銀行の内部管理制度の執行状況および銀行の經常項目外貨サービスのクオリティに対して管理を行い、銀行の内部管理制度・システムの技術的条件および業務実施能力を評価し、問題がある銀行に対して、リスク注意喚起・面談・状況通達・個人システムのインターフェイス暫時停止などの方式を採り、内部管理を強化およびサービスのクオリティを向上させるよう督促する。</p> <p>第 185 条 支払機構の外貨業務実施は、法に基づき登録地および經營地の外管局分局の監督管理を受ける。登録地および經營地の外管局分局間は、監督管理および協力を強化しなければならない。</p> <p>外管局分局は、法に基づき支払機構および提携銀行に関連業務資料の送信報告・関連事項の説明を行うよう要求し、支払機構および提携銀行は、積極的に協力し、併せて速やかに関連資料を提出しなければならない。</p> <p>第 186 条 支払機構に下記の状況のいずれかがある場合、外管局分局は、当該機構に対してリスク注意喚起・是正命令・大口受払取引報告の要求調整などの措置を実施する：</p>
---	---



<p>（一）外汇业务管理制度和政策落实存在问题；</p> <p>（二）交易真实性、合法性审核能力不足；</p> <p>（三）外汇备付金管理存在风险隐患；</p> <p>（四）不配合合作银行审核、核查；</p> <p>（五）频繁变更外汇业务高级管理人员；</p> <p>（六）其他可能危及支付机构稳健运行、损害客户合法权益或危害外汇市场的情形。</p> <p>第一百八十七条 对于现行法规或依据不明确，或超出现行规定但符合改革方向且真实合理的业务需求，外汇分支局可根据具体情况按程序通过集体审议处理，或逐级上报国家外汇管理局，但不得新增或变相新增行政许可。</p> <p>第一百八十八条 违反本指引规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定予以处罚。</p> <p>第一百八十九条 本指引由国家外汇管理局负责解释。</p>	<p>（一）外貨業務管理制度および政策実施に問題がある；</p> <p>（二）取引の真実性・合法性の審査能力が不足している；</p> <p>（三）外貨支払準備金の管理に潜在的リスクがある；</p> <p>（四）提携銀行の審査・検査に協力しない；</p> <p>（五）外貨業務の高級管理人員を頻繁に変更している；</p> <p>（六）その他の支払機構の安定運営に危険を及ぼす・顧客の合法的權益を損害あるいは外貨市場に危害を加える可能性がある場合。</p> <p>第 187 条 現行の法律あるいは根拠が明確でない、あるいは現行の規定を超過するが改革方向に合致しており真実かつ合理的な業務ニーズに対して、外管局分支局は、具体的な状況に応じて手順に基づき集団審査を通じて処理、あるいは級毎に国家外貨管理局に報告することができるが、行政許可を新たに追加あるいは形を変えて新たに追加してはならない。</p> <p>第 188 条 本ガイドの規定に違反する場合、外管局は、《中華人民共和国外貨管理条例》および関連規定に基づき処罰する。</p> <p>第 189 条 本ガイドは、国家外貨管理局が解釈の責を負う。</p>
---	---